

平成 28 年 9 月 15 日（木曜日）

平成 27 年度決算審査特別委員会会議録

（第 5 日目）

平成27年度決算審査特別委員会会議録第5号

平成28年9月15日（木曜日）

出席議員（1名） 議長 星 喜美男 君

出席委員（15名）

委員長	山内昇一君	
副委員長	佐藤宣明君	
委員	後藤伸太郎君	佐藤正明君
	及川幸子君	小野寺久幸君
	村岡賢一君	今野雄紀君
	高橋兼次君	阿部建君
	菅原辰雄君	西條栄福君
	後藤清喜君	三浦清人君
	山内孝樹君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者兼 出納室長	芳賀俊幸君
総務課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君

保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	佐 久 間 三 津 也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 港 ・ 漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 修 一 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 田 原 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	阿 部 修 治 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐 々 木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	大 森 隆 市 君
総 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長	佐 々 木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	菅 原 義 明 君
生 涯 学 習 課 長	阿 部 明 広 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三 浦 清 隆 君
-------	-----------

農業委員会部局

事 務 局 長	佐 久 間 三 津 也 君
---------	---------------

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 孝 志
---------	---------

長 係 務 總
長 係 調 事 兼

島 山 貴 博

午前9時59分 開会

○委員長（山内昇一君） おはようございます。

連日の決算審査でございますが、スピード感を持って慎重審議、十分なるご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

報道機関の皆さん、既にご承知ですが、やっと本町に高速交通時代がとといいますか、三陸自動車道が供用開始のようでございます。そういったことで、ますます復興に加速がつくものと思います。

ただいまの出席委員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成27年度決算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

昨日に引き続き、認定第1号平成27年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

歳出に対する審査が途中でありますので、引き続き審査を行います。

審査は、款ごとに区切って行います。

また、質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、行ってください。

3款民生費、75ページから100ページまでの審査を行います。

担当課長による細部説明が終了し、まだ質疑が終了しておりませんので、引き続き質疑を続行いたします。どうぞ。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 おはようございます。

私のほうは、決算書の82ページ、負担金補助及び交付金の中から……

○委員長（山内昇一君） マイクをもっと近づけるようにお願いします。

○菅原辰雄委員 その中で、障害者運転免許取得補助金20万、身体障害者用自動車改造費補助金10万円、これ毎年挙がってこのように決算されております。需要と供給といいますか、これで足りているのか。これまで不用額として出たのは記憶ないんですけども、それで今、間に合っているのか。

また、改造、10万円の補助なんですけれども、大分改造費もかかると思うんですが、毎年同じということで、その辺で十分なのか、もっと要望等はあるのか、その辺をお願いいたします。

あとは、附表のほうで南三陸病院・総合ケアセンター落成式、これはいいんですけども、

病院と福祉関係が一体化したということで、これは震災前から課題だったんですけども、震災を機に一体化したということで、多分よりよい環境のもとで皆さんそれぞれ職務に励んでいると思うんですが、病院は12月から、またこっちの役場のほうも新年度から本格的に稼働したわけでございますけれども、まだ時間がたっていないので気が早いという気もしますけれども、それなりの効果とかいろいろな面で多々あると思います。子育て支援センターとかいろいろものが一緒になっているので。現時点でそういう効果はどのように感じているか。それでまた、もし課題等がありましたら、その辺もお聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、大きく2点ほどご質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

初めに、障害者の運転免許の取得補助金並びに自動車の改造の補助金についてであります。毎年2件、3件程度の申請がございます。今年度において4件ほど問い合わせがあり、予算化をしたところでございますが、実際の申請があった件数が2件ということで、不用額に20万とありますのは、そういった内容でございます。

十分に足りているかといった観点につきましては、ほぼほぼこの金額で上限として設定しておるものですが、昨年も、一昨年でしたか、改造費10万かからないような改造もございましたので、ある程度これで足りているのかなと思っているところでございます。

それから、病院・ケアセンターの一体となった効果並びに課題ということでございますが、福祉のワンストップを目標に一体的な施設を整備したわけでございます。現在、医療部門、それから保健福祉部門、介護の部門とそれぞれ連携を持ちながら、諸会議やらケース会議などをフットワーク軽く行えている状況でございます。

それから、いろいろな研修に対しましても、病院の職員だけでやっていたものを、広くこちらにも案内をいただいて、5時以降の時間帯を利用して講習・研修を行ったりといったことで、いろいろ効果は出ているんだろうというふうに思っております。

課題といたしましては、個別のケース、いろいろな諸事情がありまして、複雑なケースが出てまいろうかと思っておりますので、そういったレアケースに対して1件1件、それに相当するどんな対応がふさわしいのかといった事案が1件1件異なってくることが多様化してくると思っておりますので、その辺が今後の課題であるというふうに認識をしております。

○委員長（山内昇一君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 今、説明をいただきました。二、三件あって20万だから、取得補助金、これは

何にと言ったらちょっと語弊ありますけれども、免許を取るための交通費とかいろいろなものに使ってもいいのかなと思いますけれども、その辺はうまく調整しているのかなと思います。できるだけそういう要望があったら、そこで抽せんとかにならないような形で対応してほしいと思います。

障害者の補助金、10万円かからないでやったと。これはちょっと私にとって意外でした。それは障害の程度に応じていろいろな改造の仕方があると思うんですけれども、これからもそういう方々の身になってやってほしいと思います。

それで、もしわかりましたらですけれども、これまで免許取得の何人ぐらいの助成を受けて取った方がいるか。それで改造された方は何名ぐらいいるか。

さらには、例えば役場前にも車椅子マークの駐車場がありますが、この辺のとめ方といいですか、障害者といっても肢体不自由だけではなくて、さまざまな障害の方も取りまとめて障害と言っていますけれども、ああいう車椅子マークのところにとめるのはどういう方が。大きく言えば妊婦さんもいいとか、あとは障害者の方を乗せてきた車もいいとか、そういうふうなことがありますけれども、一見して「健常者かな、これ人より元気いい」なんていう方も主にとめていますので、その辺のあり方ですね。私初めここにいる皆さんは多分そういうマークのところにはとめないとは思いますが、外見上からの判断ですけれども、そういうふうなあれが見られるので、どうなのかなと思います。

さらには、今、5台の車椅子マークのスペースがありますが、この設置基準というのは駐車場の台数に応じてあるものか、その辺をどのような想定のもとでやっているのかお伺いをします。

また、総合ケアセンター、そういうふうを活用しているということでもいいかと思います。

また、私も時々顔を出しますと、子育て支援センター、あくまでその目的じゃなくて、おじいちゃん、おばあちゃんを病院に連れてきたついでに使うとかいろいろなケースがあるようで、あそこでやったのはかなりよかったかなと、そんなふうに思っています。

あとは、まだ半年たつやたたないやらで使用状況とか、ちょっと酷かもしれませんけれども、会議室なりいろいろな施設、さらには、みなさん通りの目的としてはコンサートもできる、その目的に沿った形で使用していくと思うんですけれども、現時点でどのような実績があるか、その点も含めてお答えをお願いします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 最初に、補助金の利用状況でございますが、正確に何年度何件

といったデータ、今手元にございませませんが、毎年度数件といった申請があり、その方々には全部支給ができるように予算化してまいったところでもあります。

なお、申請が上がって、今予算がないので来年度にしてくれとか、そういった対応はしないように行っているところでもありますので、その辺は理解をしていただきたいと思います。

それから、障害者の駐車場のスペースの使用の仕方なんですけれども、数につきましては5つほど用意してございます。

利用状況につきましても、肢体不自由の方とか妊婦さん方、そういった方がご利用なさっているといった状況を目で見ているところではございますが、健常者の方が大手を振ってそこを使うといった事例も余り私は目にはしていないのですが、そこはモラルの問題もございませし、このスペースはそういった方の場所ですよといったような周知なども今後ももう少し徹底していきながら、有効な利用を図っていければと思っております。

それから、子育て支援センターの実績でございますが、これも具体の数字、済みません、今手元にございませませんが、民教の常任委員会等でも一回お示ししたと記憶してございますが、昨年12月以来、新しい施設、広い場所、それから利便性のいい場所ということで、実績は本当にふえてございます。先ほど委員さんからお話がありましたとおり、おじいちゃん、おばあちゃんが病院に来て、それを一緒に連れてくるお母さんとお子さんが使うといった事例も多く見られるようになりましたので、引き続き、こちらに子育て支援センターが移った、開設したといった情報をまだ知らない方も多いようですので、その辺の周知も図りながら十分に利活用していただくように、より周知を徹底してまいりたいと思っております。

駐車場のスペースの数の基準につきましては、建築基準法等で基準があるのかどうかまではちょっと把握してございませませんが、病院・ケアセンターといった目的のもと整備したわけですので、一定程度のそういったスペースは必要であろうということで、あと地形の問題だったり、そういったことで現在の数を整備した状況でございますので、よろしくご理解をお願いします。

○委員長（山内昇一君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 最初のほうの免許取得、さらには改造費は理解は十分いたしました。そういう方々の身になった考えのもとで進めていただければ、これはいいと思います。

駐車場スペースの件なんですけど、課長は、妊婦さんとか肢体不自由者が利用していると、健常者は余り利用していないという答弁でございました。済みません、課長は今現時点では向こうにいますのでなかなか見られない、私も時々しか来ないので毎日見ているわけじゃない

んですけれども、あえてここで言うのは、そういう一見何でもない、改めて車の中を確認すれば誰も乗っていない、あるいは小走りで役場に走っていく。スペース的には一番近いところでもいいところなので、これも仕方ないのかなと思いますが、いい解決策とすればモラル向上のために、もしかしたらあるスーパーさんみたいに、ここはこういうんですよとか、そこはお客様の数が違いますからだけれども、一々放送して、このスペースは障害者の方のためです、そこまでは言いませんけれども、やはりそれぐらいにして意識啓発にも努めていけばよろしいんじゃないかと考えます。

あそこに5台とったのは、やっぱり前は病院というか、診療所も併設だったから5台とったというふうな私、今解釈しました。これは前からそういう施設としてやっていたもので、いいんですけれども、今後いろんなところで公共施設ができました。これからも公民館とかいろいろな施設ができてくると思いますけれども、それらへの対応というのは、ただ漠然と50台の駐車スペースがあるから1台、2台と、これは理解はできるんですけれども、ですから私、最初から、町内にどれぐらいのそういう方がいるのかということで聞いたわけでありませう。

これは町内の人だけじゃなくて、いろいろな仕事とか何かで来る人だっているんですが、そんなのを含めて、今後も踏まえて、「あなたこれ、障害者のためだから」となかなか注意もできないので、その辺は町のほうで立て看板を立てるなりいろいろな啓発活動をしていってほしいと、そんなふうに思っています。

総合ケアセンター、いろいろな意味で周知をもうちょっとしていけばいいのかなと思います。あそこで一体化したことでかなりのいろんな意味でね、効果というか、したかいがあったな、そんなふうに私は捉えています。

今後、例えば先ほど言ったみなさん通りのコンサート等とか、そういうのをどういうふうにして、何かの折にこういうところが使えますよという、そういう宣伝活動もしていくのかどうか。病院のオープン当初は皆さんわからなくて、左に曲がれば病院なんです、右のほうに曲がってうろうろしたのも実際見えていますので、今は済みません、あの方は、こっちの職員かどうかわからないですけれども、あそこに男の方が立っていていろいろな指導もしているようです。強いて言えば、震災前に病院ボランティアとかありまして、いろいろなサポートをしていただいた経緯もありますので、行く行くはそういうふうな形でも持っていけばいいのかなと、そんなふうに思いますけれども、その辺の対応についてお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 最初に、済みません、先ほどみなさん通りの利用状況について答弁が漏れておりましたが、みなさん通りも、お昼休みの時間帯を利用したコンサートなど、ボランティアさんのご好意によりまして三、四回と開催を重ねてございます。ほぼ好評でございまして、病院にいらっしゃった皆さんが帰り際になごやかに音楽を聞いている風景が何度か見られております。

今後みなさん通りの活用については、より一層使いやすような方法を考えてまいりたいと思っておりますし、総合ケアセンターの周知といいますか、本当にまだ半年余りということで、ここに総合ケアセンターができて、病院と一体となつてといったことがまだわからない町民の方もいらっしゃるといったような声も届いておりますので、なお周知を徹底してまいりたいと思います。

駐車スペースの利用についても、モラルの問題もありますが、町といたしましてもその辺の周知を図りながら意識啓発をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 はい、わかりました。

この辺で総務課長あたりから、こういうことで設置したという答えがあるのかなとちょっと期待していましたが、法的とかそういう根拠がなくただ漠然とやったのか。役場も、来年の今ごろは向こう稼働していますので、今みたいなことはないと思うんですけども、これはあくまでも今度新庁舎の完成の折にもいろいろ関連してくるんで、その辺を最後に総務課長のほうからその考えについてお示しいただければ大変あたりがたいんですけども。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） よく県庁とか自治会館、あと仙台市等の駐車場だとガードマンがおりまして、駐車スペースに全て番号を付してはまして、「どちらの課にご用事ですか」と確認されて、その段階で身障者等の車両であればそれらのスペースにご案内すると思うんですが、現在、当町では各施設は全てフルオープンされていますので、保健福祉が申しましたとおり、利用者のモラルにどうしても依存せざるを得ないと。なかなかこの部分については各個人物の考え方が違いますので、きちんと法令順守をしなければいけないという物の考え方の方もおいでになれば、少々あいていけばいいんじゃないのと思う方もいるので、地道な啓発が必要なんだと思います。当然新しい庁舎もできれば必要な駐車スペースも抱えます

ので、庁舎ができる前からしっかりとした啓発活動を少しでも多くやって、ポスター張るなりいろいろなやり方があると思いますので、そういった形で進めていかざるを得ないんじゃないかなというふうには感じております。抜本的にやるとすると、当然町でもガードマン等の配置も考えなければいけないということになります、当面は利用者のモラルに期待していきたいというふうに考えております。

○委員長（山内昇一君） 済みません、菅原委員、4回目終わっておりますので、次の方もおられますので、ご協力のほどお願いします。

高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 おはようございます。

質問に入る前に、先ほど委員長の挨拶の中で、供用開始が明示されたというようなことでありました。長年、三陸道、三陸町に乗り入れの間には、いろいろとこれにかかわった方々のご苦勞、そしてまた、長く町民の方々の感無量の思いがあるんだろうなと思います。

そこで、このことを町長の朝一発の報告といいますか、そういうことで話されれば、この方々は十分癒されるのかなと。私の脇の方も長年かかわってきまして、感無量の思いだと言っております。町長が一言、そういう喜びの声を高らかに上げると相当癒しもできたのかなと、そんな思いでおります。

そういう中で、87ページの児童福祉総務費の中で報償、報酬、子ども・子育て会議委員報酬とあります。支出が4万円というようなことで不用額が18万2,000円と、そう大した大きいあれではありませんが、この会議の委員は何名ぐらいで、どういう方が入って、どういう会議内容に至っているのか、その辺お知らせください。

それから99ページ、保健衛生総務費の中で19節（「民生費」の声あり）民生費です。あっ衛生費だな、ここ。

済みません、それは後でやることにして、その1点だけでいいです。お願いします。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） きのう国土交通省のほうから正式に来月の30日に供用開始するというところで、我々含め、町民皆様も含めて、議員の皆様を含めて大変朗報だというふうに思っております。

私、こういう立場になりまして十五、六年になります。その当時の三陸自動車道の誘致促進運動につきましては、南は石巻市も入ってございました。ある意味、まだまだ先の話かなというふうに思っておりましたところが、今回、東日本大震災で、10年で八戸まで開通をさせ

るという政府の方針が出まして、急ピッチで三陸道の整備が進んできたということでございますので、これまで大先輩方、本当に一生懸命になって三陸道の誘致促進に活動いただいたと。それが今回の実を結んだということになっておりますので、改めて先輩皆さん方に心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

なお、30日に産業フェアを開催いたします。産業フェアを開催して、多分夕方に一般車両の供用開始になろうかと思っておりますので、産業フェアに来ていただいて、帰りに三陸自動車道の初ドライブをお楽しみいただければ大変ありがたいというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 済みません、今、資料が多過ぎまして、見つけかねているんですけれども、開催については昨年1回でございました。

委員につきましては、保育児の子育て世代の保護者の方とか、それから民生委員の代表の方、それから各保育所、私立・公立の中から保育士さん等々を人選しております、15名で組織をしているような状況でございます。

内容につきましては、子育て全般に関する住民皆さんからの提案でありますとか、町のこういった施策に対する意見等々を聞きながら、新しい子育ての政策に生かしていける、そういった内容を審議していただくような団体と申しますか、会議という内容になっております。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 なんか要求したようで大変恐縮ですが、1発目、いただきました。

決算には関係のないことですが、開通記念ということで、産業フェアであります、もろ手を挙げて大々的にやるのかなと思ったんですが、復興時期というようなこともありますので、あとはまたさらに延伸しますので、それが終わったあたりででも大々的に町挙げて祝うことも可能かなと思います。ただ、町長のときに開通したのだというようなものは後々残りますので、そこは皆さんのご苦勞のたまものかなと思います。

子育てですが、これ多分20万ちょっとの予算をとっているわけですが、会議等々をやる計画が相当あったんだろうなと思います。やはり今人口が減る中で、近い将来、立派な大人に育てるためにも、町をしょって立つ子供たちですので、今のうちからいい教育といいますか、いい環境づくりをする必要があるんだろうなと思います。いい種をまかないといい花は咲きませんので、そういうようなことを機会を逃したような感もありますが、どんどんと町民の方々の意見を聞きながら、そして率先して子供たちのために議論する場をどんどん設けていただきたいと思います、こう思います。終わります。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今後も引き続きまして、子育て支援を前面に押し出しまして力を入れてまいりたいと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 おはようございます。

きのう、応援大使の名簿をいただきまして、27名という数にまずは驚きました。この27名の中で女性がかかなり多いなということを感じたわけではありますが、任命基準というんですか、というのは条例か規則か何かに載ってあったのでしょうかね。その辺、私これ見てもなかなか見つけかねたので、何ページに載っていて、基準は町長が任命するんでしょうけれども、任命基準が明確なところがわからないので、復興に寄与してもらったとか何かのかかわりを持っているとかいろいろとあるかと思うんで、その辺、お聞かせいただければというふうに思います。

次に、仮設住宅の現在の入居率がお話しされまして、半数以上の方々が自立といいますか再建になっているということでもあります。その退去する際の備品、要するにエアコンとか前の脇にある倉庫みたいな物置ですか、その取り扱いがどうなるんだというご意見がいろいろと出たわけでもあります。

そのエアコンなんですけど、私のところに寄せられたご意見といいますかお話なんですけど、いち早くいろいろな努力を重ねて自立再建といいますか、再建にこぎ着けたと。出る際にエアコンが欲しいんだと言ったときに、そのときはまだどうなるか、県の所有ですからね、エアコンを欲しい方に差し上げるかどうか、まだそのときはわからないと、規則も決まりもまだ決めていないものですから、今の段階では差し上げることはできないということを出たそうです。昨今になって、皆さんもらっていますので、私も欲しいんだというお話でした。ところが、県の所有物ですから、町で判断して、退去する方には自分で使っていただくエアコンは取り外して持っていてもいいよということが決まった日以降の方には差し上げるけれども、その前はだめだというお話だと。そこにも余裕を持って、決まった日よりも幾らかさかのぼって日にちを設定したかと思うんですね。その前に出た方はだめだというお話で、どうも不平等ではないかなという感じを非常にいたしたものですから、努力をして早く出た方がもらえないで、その後で、それも決まり線引きがあったんでしょから仕方がないんですが、問い合わせたところ、その方にはちゃんと説明しましたというお話なんですよ。どのような説明かということになりますと、決まりがこのように決まって、それ以前だからできな

いんですという説明なんですね。決まりが決まった日にちがこうだから、それ以前の方には差し上げることはできないですという説明。私はその話を聞いて、果たしてこれが本当の行政のあり方かなと、サービス業ではないにしても、住民の方が不平等な取り扱いではないのかなと、そんな感じをいたしたものですから、そういった方にもやはり皆さん、平等な権利といたしますか、発生しているんでないかと思うんで、その辺の考え方はどうなのかなということ今質問しているわけです。

それから、社協の関係ですけれども、社会福祉協議会、いろいろな問題が起きたようです。その問題の前に、福祉モールの建設計画があるようで、いろいろと事業計画等々を考えておられるようです。

私もちょっと社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会というインターネットを、私が開いたんじゃない、開いてもらったんですけれども、そうしたら、お知らせ一覧というところに寄附金の募金のお願いということで出ているんですね。それは福祉モールの建設に当たってお金が足りないんだと。目標額が1億5,000万で、建設するに当たりあと1億円足りませんから寄附金をお願いしますというようなお知らせなんですね。町としても復興の関係で交付金870万を別に出しているんですが、どれだけの規模の建物で、総額が幾らかかって1億円足りないから寄附を下さいというお知らせをしているのかですね。

計画するに当たって、どうなんでしょうね。金が足りないから寄附金を集めるというようなやり方、社会福祉協議会としてですよ、一般の民間の企業、事業所であれば考えられるんですね、借金してもやるというふうな。ただ、社会福祉法人の南三陸町社会福祉協議会が、事業をするに当たってお金が足りないのをわかって建設をするということ自体がどうなのかなということを言っているんです。お金が集まらなければどうなのかなと、そんな思いもしているんですね。

現在幾らぐらいもうお金が集まったんですか、1億円の目標。目標は1億5,000万なようです、インターネットを見るとね。写真も、これは多分設計が終わってそういった図面といたしますか、でき上がった写真が載っているんですね。大変な電気の数、きらびやかなといいますかぴかぴかという物すごいナイター照明みたいな設備、電気料だっておどげでないと思いますよ。果たしてこういう建物がぜひ必要な理由がわからないという思いです。その辺どうなっているのかをお知らせいただきたいと思います。

それから、社協の中でのいろいろな騒動と言ったらいいのか、事件と言ったらいいのか、起こったようであります。私、再三、その問題が起こる前に、そういうふうなことが起こらな

いように町の指導方やってほしいというようなことを話した経緯がありますので言わせてもらうんですが、なぜこういう問題が起きたのか、起きるのか。町の行政として指導力が足りないというよりは全くないと言って等しい。なぜそうなったのかですね。非常に困ります。インターネットでありますから、その一連の騒動に関してもツイッターというんですか、私、横文字よくわからないんですが、インターネット上で大変なことが流れているようです。私、直接見ません、見た方から言われました。そういう問題が起きるということは、いいことは書かれていないようです。いいことが書かれていないのを見た方が寄附金を出しますかね。私はマイナスだと思いますよ。その辺どう考えておるのか、今後どうするのか。指導も含めてですよ、行政としての考え方をお示してください。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） それでは、昨日お渡しをいたしました応援大使の名簿について、改めて私のほうからお答えをさせていただきます。

大使の設置要綱がございます。後でござんいただきたいのですが、例規集の1巻の8,733ページに載っております。要綱の説明になるかと思えますけれども、人数が思ったより多いという部分でございますけれども、名簿を見ますと、15番の妃乃さん以下、この方々が震災後に大使としてお願いをしたという方々でございます。

それから、要綱の説明になりますが、町の出身者であること、あるいは町の居住経験がある方、それから復興支援へのかかわりを持っていただけるような方、そのほか町長が特に認める場合というようなのが要件でございます。

大使のお役目としましては、観光情報を発信していただいたり、それから復興の状況を発信していただいたりというようなことです。また、逆にまちづくりに対するご提言などをいただくこともお願いをしております。その大使の任務を果たすに当たって必要な資料があれば、この方々から要望に応じて町として情報や資料を提供していると、そういうところでございます。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 初めに、仮設住宅のエアコンの件でございますが、私が存じている例といたしましては、エアコンを持っていけるかどうかかわからない時点において自立再建されたと。どうなるかわからないものだから、期待できないと、自前でエアコンを設置したと。後にエアコンもオッケーになったというようなお話を周りから聞いて、苦情と申しますか、そういったことで「私は自分でつけたんだよ」ということがありましたので、その方

には、その時代はこういうことでありましたので大変申しわけありませんでしたと係から説明をしたといった事例としてあったなというふうに記憶をしてございますが、ほぼそういった方々につきましては今新たにエアコンを持って行って、自立された家庭のどこかの部屋につけるといった事例の質問だと思うんですけども、私、そこを把握しておりませんでしたので、そういった事例があるのであれば、課としてそれから係として今後どのような対応をするかということは、統一的な見解を示していきたいと思っております。

それから、社会福祉協議会、福祉モールの整備についてでございますが、寄附金を募っているという状況につきましては、7月上旬でしたか、そういったことを始めたいというようなお話がありまして、その際に、整備するに当たって一定程度の起債、借金もするという事は存じておりましたので、その幅を幾らかでも埋めるといった形で募集するのはいいんじゃないのといった話をした記憶はございます。

そういった中で、全体計画の概要といたしましては、3億円程度の建物で、そこに町からの復興交付金等を利用した補助金が3分の2、3分の1を自主財源ということで事業主体が持つというような中身になっておりますので、その1億円の借金を幾らかでも減らすようにといった内容でのお話でしたが、何かホームページの出方としては不足するといった表現だったということで、そこは正しい表現に直したらというようなことは社会福祉協議会さんのほうにお話をし、最近訂正をしたはずでございます。

それから、ガラス張りの建物といったことでございますが、それも1回目の設計で短期入所、ショートステイの部分も含めた設計をしていただいたんですが、そこにつきましても町と協議を行いまして、ショートステイは採算が合わないんじゃないかといったこと、それから施設についても華美じゃないのかと、これでは復興交付金が充てられないんじゃないかといったことをお話をしまして、納得をいただいて、ショートの部分についても実施をしない、建物についても他の施設とのバランス、協調性も考えた上で木造なりということで変更をお願いして、現在、年末までに変更設計を終えるといった状況で進んでいるところでございます。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） エアコンについて補足をさせていただきたいと思っております。

エアコン、それからその他の備品につきましては、県のほうから基準日を定められて、この日以降に退去した方に備品を譲渡しますという通知が参ってきたと記憶をしています。

その後、各自治体では業務の処理の仕方等々を内部協議して、実際、入居者の皆さんにお知

らせするまでにたしか時間差があったと思います。議員、先ほどさかのぼってというのは、その間、時間差があったわけですが、それは入居者の責任ではなくて当該自治体の処理に若干時間をいただいたということなので、そこは入居者が不利にならないようにさかのぼれるだろうということで、さかのぼらせていただいたと記憶をしています。

ただ、それ以前につきましては、実は事前に書類を出された方については退去日が決まっておりますので、なかなかそこを書き直してというのが、既に作業を進めていますのでできないということでしたので、多分その方が逆に言うと不利益をこうむったんだろうということだと思います。ある程度事前に情報が入っていた部分もありましたので、ご相談に見えた方には、どうもそういう情報があるのもう少し待っていただきたいというような情報もそれぞれお知らせはしていたんですが、じゃ100%その情報が行っていたかということ、やはりそこは若干漏れがあったんだというふうに思っています。

現在、それぞれ必要な部分につきましては、たしかそのことがあって建設課にもそういう苦情をいただいたと私も記憶をしてございます。いろいろな方法があるわけですが、ただ、その方はもう既につけたと、だから今さらそういうのをもらってもしようがないんだけど、それでいいんでしょうかねという苦情といますか、ご意見をいただいたことは記憶してございます。

ただ、エアコンについては、県でつけたものと町でつけたエアコンの2台がございまして、2台全て持っていく方そうでない方もいらっしゃいますので、ちょっと今資料がないので町のエアコンが何台あるかわかりませんが、いずれそういう在庫もございまして、もしあれば対応が可能かなというふうに考えております。

ただ、時間も大分たっていますので、今さらという面はございしますが、これから退去に当たっていろいろなケースがございまして、そこはなるべく漏れがないように正確な情報をお伝えしていきたいというふうに考えておりますので、いろいろご理解をお願いできればというふうに考えております。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 寄附金の現在の状況でございしますが、一千四、五百万円ほどいただいたといった情報を聞いております。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 社協さんの内部で事件と申しますか、人事のことだと思うんですが、そういうことがあったということは、私どもも情報としては入っております。

先ほどから委員さんがおっしゃられているように、震災以降、高齢者の見守り、あるいは福祉モールというようなことで、社協さんに担っていただく分野というのは非常に多くなるというようなことは十分に予想されるという状況でございますので、社協さんとも今後連携をとりながら、行政として内部の人事についてはなかなか我々もその点については及ばない点もございますので、社協さんのほうで事業の進行に関して支障のないような状況で進んでいただきたいということをご指導申し上げたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 大使さんという言い方が適当なのかどうか、大使ですね、27名。この要綱ですか、見ると何名までとか何人以下とかというのは載っていないんですね。その都度、必要性というのはおかしい表現の仕方かな、どんどんふえる可能性があるということですね。2年間ですから。

この間もちょっとお話ししたんですけども、要するに我々、顔がわからないわけなの。どこで会ってもわからないから、この方が大使なんだか一般人なんだかわからないで挨拶もできないわけです、どこかで会った際にですよ。そのときに失礼に当たらないかなという思いなんですよ。できれば写真をつけてもらいたかったなという感じなの。「議員たちはなに、顔わからなくてもいい」という解釈でいるんであればいいんですがね、その辺なんです。一般の町民の方々には写真つきで広報で流すということですね。その都度、その都度、流すということ。27名を全部やるということでないでしょう。任命したときに紹介という形で流すということなんです。できれば写真をつけてもらおうと私達も失礼に当たらないのかなと、そんな思いで今話をさせていただいているんですが、まあ、いいでしょう。

これ要綱を見ると、町長が気に入ったというか、おかしいんだが、そういう方でないとなれないのかなという思いもね、条例見ると。その基準ですよ、基準。復興にどれだけの寄与をされた、もらったのか、そういうのが明確ではないんですね、任命するに当たって。その辺がどうなるのかなということなんです。その辺、今後どれだけふえていくのか。

それから、2年任期なんですが、27名の方々に再任された方がおるのかどうか、それから残りの任期は個々にどれだけ残っておるのか、再任の予定があるのかどうか。その辺の考え方がどうなのかですね、お聞かせください。

それから、エアコンですが、県のものでありますから、県の指導で基準日を設けて、それ以降に退去した方には差し上げてもいいですよと。ただ、そこに時間があつたわけですから、それをさかのぼってというのは証言したんですが、大体何カ月間の余裕を見たというように

記憶をしているんですが、それでも1週間とか2週間さらにさかのぼって、状況によってですよ、やられたということも聞いております。そこはやっぱり行政サービスとして正解だったのかなど、そんな思いはしておりますが、ただ、先ほども言ったように、その基準日からかなり早目に努力をして退去した方は対象にならなかったというのは事実です。その方が欲しいというのも事実です、現在。私は、欲しいので何とかしてくれませんかという相談を受けたわけですから、そうしたら皆さんというか、役場の職員のほうで、そういった方には私どものほうで説明しましたと、前にも説明しましたと。どんな説明かと聞いたら、決まりが決まりだから差し上げられませんという説明だったと。それが不平等でないかということを行っているんですよ。建設課長の先ほどのお話を聞くと、もう少しで決まるからもう少しいてくれみたいな話で、それはないでしょう、そういう話はね。それはサービスというか親切心で言ったんでしょから、それはいいとしても、それ以外の方にはだめだと、それはないでしょうということですよ。それが平等・公正を言う行政のあり方かなということなんですね。

それから、福祉モール関係ですが、福祉モールを建設して、いろいろな事業があるわけですね。そのために建設するんですから。デイサービスあるいはショートステイ、あるいは見守りですか、というような事業ですのためにぜひ必要なんだという計画かと思います。規模も役場のほうに相談かけられたので縮小すると、設計の見直しをするんだと。その設計の見直しをするとまたさらにお金がかかるんですよ。最初の設計が幾らかかって、今年度末にまた、今年度なんだかことしなんだかわからないけれども、新たな設計書が出てくると。そうすると最初の設計が無駄になるんじゃないのかなと心配するんですよ。1,400万か四、五百万集まったと。総工費が3億で、3分の2が補助で、手出しが1億だと。1億5,000万が目標だと。建設するに当たって1億足りない。そうなる丸々足りないんですね、当初の計画だと。起債すると。銀行からかどこかわかりません、借金するんでしょう。この建設が終わって事業収入があるわけですよ。その事業収入から要するに起債、借金に充てていくと思うんです。毎月なのか、3カ月に一遍なのか、1年に一遍なのかかわかりませんがね、それは銀行さんのお話でしょうから。果たして計画どおりに進むのかなど。要するにショートステイは合わないからやめたと。じゃデイサービスあるいは見守りで十分に借金が払えるぐらいの事業収入があるという、私、根拠が見えない。といいますのは、一般の事業所、数ありますよね、デイサービスをやっている事業所もあれば。お客さん、要するに介護を受ける方々、現在福祉モールができないとデイサービスのサービスが受けられない住民の方という

のは現在何人ぐらいいるのかですね。利用する数ですよ。十分に今の既存の施設で間に合わないのかどうか。どれだけあぶれているのか。サービスを受けたいんだけども施設の数が少なくて、福祉モールができないとサービスを受けられないという方々が何人いるのかということですよ。要するに事業収益ですね。

それから、2番目に心配なのが職員の配置になってくると思うんですね、施設をつくと。働く場所はできておる。結構なことですよ。果たして介護職員が集まるのかということですよ、2番目に心配しているのが。今、どこの事業所も介護職員の不足でてんでこ舞いですよ。以前、話したかと思うんですが、気仙沼の大きな介護施設を建てては建てた。今半分しか稼働していません。空き家です。それは入居者数がないために空室ではないんですよ。職員が足りないために空室にせざるを得ないという状況に今陥っているわけなんです。近場のそういった施設の状況というのをよくわかっていないのかなという感じがするんですね、同じような事業をやるに。よく周りを見て、果たして建物は建ちました、人が集まりません、できません、収入ありません、借金払えません、周りで何とか見てくださいよ、これは困りますよ。それを心配しているんです。どれだけの収入を見込んだ計画書、これをすぐ出してください、私たちに。困りますよ、そんな夢物語みたいなことを考えてやられては。町でもいろいろな補助金を出しているんですから、それでなくてもね。その辺のところをいかが考えているのかですね。

あとは、人事に関してはこれ以上、こういうのにお話しするのは本当は嫌なんです、私も。こんなのを話さないでいると立派な議員さんというか、利口な議員さんと言われるんでしょう。しかし私は、それを言うためにここに来ているんです。いいことはいい、悪いことは悪いと。住民の方々がそう言っているんですから、私はそのためにここに来ているんです。嫌なことだと思っても仕方ない、これは職責だと思っていますのでね。十分にこれから指導をやっていただかないと一つの前例といいますか、あえて前例と言わせてもらいます、できたわけですから、それが心配です、今後。いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君）　ここで暫時休憩といたします。答弁は再開してからといたします。11時15分再開といたします。

午前11時03分　休憩

午前11時15分　開議

○委員長（山内昇一君）　それでは、お集まりですので、再開いたします。

三浦清人委員の答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 三浦委員に対する答弁をさせていただきます。応援大使の関係でございますが、大きく3点かと思えます。

まず、任期でございますけれども、28年度に改めて更新というところで、28年、29年、2年間またお願いをするということでございます。

それから、人数的な関係でございますが、復興に関係するご支援についても去年あたりがピークだったのかなというふうに思っておりますので、おおむねこの人数がピーク、これからはほぼ、だんだん終息をしていくんだろうというふうに考えてございます。

それから、任命の基準でございますけれども、これは復興に対するご貢献という部分がございますので、なかなか数値で何々という基準は示せるようなものではございませんけれども、個々のこれまでのさまざまな活動に対して、これからも応援をしていただきたいという町の考え方と気持ちのあらわれというところでございます。

あとは、新しい方々もいらっしゃいますので、町民皆様に認知度を図るという観点から、大使の方々にもご相談を申し上げながら、町民に広報などで紹介ができるように検討をしてみたいというふうに考えております。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） エアコンにつきまして、委員のおっしゃるのは制度が当然あるわけですから、そこはしょうがないけれども、入居者の皆さんに対応が町としてちょっと問題があったのではないかとのご質問だというふうに理解をしております。

問題があった点につきましては当然反省をしながら、今後このような問題が生じないように、残りの退去をする皆さんに対しても対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 福祉モールに関してであります。初めに、デイサービスの利用者、間に合っているのかといった点につきましては、これまでも何度かサービスの充足ということでご質問いただきまして、その都度回答しているとおりで、週に3回利用したいところを2回に抑えていただいたりとか、そういった回数でもって調整をケアプランでしている、そういったお願いをしているところでもありますので、全く使えていないといった方はおられないかと理解しております。

なお、今後もそういった方がふえるといったことも想定されますし、この東地区においては

高齢化率が、災害公営においての高齢化率が一番高くなるといった地域でもございます。デイサービスの需要は今後も増すものと思っておりますので、十分にそこは需要があるというふうに思っておりますので、それに対するサービスを展開していただきたいといったことで福祉モール構想をつくったものでございますので、そこは十分に対応できるのかなと思っております。

あと、委員ご心配の職員の体制でございますが、ここは我々も非常に危惧しているところでございます。有資格者、それから町のほうでもそういったことでヘルパー研修等を行っております。そういった方々の情報なりは随時提供しながら、こういった方に当たってはみではと、それから地域の各高校なりそういったところにも出向いて呼びかけを行うということも大事であろうといった話も出ておりますので、そういったことも今後指導に加えていきたいと思っております。

それから、町として介護施設の職員に対する補助金制度も立ち上げましたので、そういった面も前面に打ち出しまして、町内に就職するとこういったいい面がありますよといった周知もしながら、職員募集に抜かりのないようにということで今後も伝えてまいりたいと思っております。

もう一つ、計画につきましてですが、変更計画ということで今つくり直しをしておりますので、そういった中で建物のデザインも変わってきます。前の設計についてはショートの部分がございますので、その部分を除いてほぼ利用できる部分もあろうかと思えます。そういった中で、再設計にかかる経費もコンサルさんに抑えていただいたといった内容もお聞きしております。今後も経費が余りかからないように、そして維持管理、コストもかからないように計画を見直しているところでございますので、今後、計画なりがはっきりでき上がってきましたところでそういった資金計画等も一緒にお出しできるのかなと思っております。

○委員長（山内昇一君） 副町長。

○副町長（最知明広君） 人事の件でございます。繰り返しになるんですが、社会福祉協議会の人事に関しましては、私どもの指導に及ぶところというのはなかなか難しいのかなというふうには感じております。

ただ、以前には出向というような形で、役場のほうから社会福祉協議会に出向して局長の任に当たられた方がいらっしゃるということでございますので、その辺は検討に値するのかなと思えますが、委員の皆さんもご存じのとおり、うちのほうは100名を超える派遣の職員を全

国からいただいているというような状況でございますので、非常に厳しい状況であると。ですからプロパーをその任に当たらせるというのは非常に難しい部分もございますので、その辺は社協のほうとまた改めて協議をしてみたいと、そういうふう感じております。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 建設課長、町の設置したエアコンもあると。じゃまだ残っている可能性はあるんですね。そういった方には差し上げることも可能だという解釈でよろしいですかね、欲しい方に、あれば。いやいや、だからあるのかということ。欲しいんですという話なので、差し上げることはできませんよということで説明しか受けていない。だから、そういう方々に対して、行政としてどうなのかということなんですね。もしあれば、まだ。わかりませんよ。私、相談を受けたのは半月ぐらい前なのかな、その後、半月過ぎて、新しいのを買ったから要らないと語るか、それはわかりません。もし欲しい方がいるのであれば、あるのであれば差し上げることが出来ますかということですから。

それから、モールなんですが、これはいろいろな補助事業、高校生を対象にお願いなりPRをするでしょう。よそのまちでもやっているんですよ、もう既に。どうしたら就職してもらるか、勤めてもらうかということで、行政も含めて民間の事業者たちもあの手この手じゃないけれども、いろいろな手法を使ってやられているんですが、なかなか集まらないというのが現状なんで、とにかくその辺のところを十分に配慮といいますか考えてやっていかないと、「できませんでした。運営ができません」では困りますので、その辺の指導が行政に必要だということですから、やめろじゃないんですよ。必要なんでしょうから。

問題は、あとは希望に沿った人員といいますか、利用者がいれば申し分のないことであって、とにかく民間事業者と奪い合いにならないように、各市町村に社会福祉協議会を設置するという法律があるわけですよ。これはもう皆さんご存じのとおり、本来は町でやらなければならないことなただけけれども、法律上できないものが協議会を設置してそこでやっていただくというのが大原則でありますので、昨今の協議会の内容を見ますと、福祉モールも含めて、事業をするために借金をするとか、それが本来の協議会の姿なのかなという思いがするわけですよ。登米から来た訪問介護関係も撤退していった例もあるわけですよ。そういう例があって、福祉協議会が民間と競争してお客さんといいますか、利用者の奪い合いになってはどうかかなという、本来の姿なのかなという、そんな思いもするわけですから、その辺の調整というのか指導は行政がきちっとしていかないとまずい方向なのかなと。先ほども言いましたように、収入が足りなくて借金が返せないから町で面倒を見てくださいよなん

ていうことがあったんでは困りますよ。町民全員が会員になって毎年会費という形で払っているといいますか納めているんですから、そういったことも十分に考慮して、本来の社会福祉協議会の姿という——存在を否定しているわけでないですよ、やり方を言っているんですから、その辺のところを考えていただきたいというふうに思います。

副町長のほうで人事のほうがかんぬんというふうないつもお話、わかります。やらない、やれない理由づけだけ考えないで、どうしたらいいだろうという方向性に持って行っていただきたいというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○三浦清人委員 何だっけ、あれ、あれ。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○三浦清人委員 記録しておいて、質問事項、そこで委員長。

○委員長（山内昇一君） はい、済みません。

○三浦清人委員 頑張っつよ。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 福祉モールにつきましては、委員さんからおっしゃられたとおりでございますので、町としても今後も目的どおりにちゃんと事業が運営なされて、これが継続していけるようにバックアップなり指導なりを強化してまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） エアコンにつきましては、本年度解体予定の仮設住宅もございません。それぞれの団地にどのくらい残っているか、今はつかんでおりませんが、いずれその辺を調査して、数がわかった段階で、多分公募という形にはなるかと思っておりますけれども、お知らせをして、退去時に基準日の関係で受け取れなかった方を対象にやることも考えていきたいというふうに考えています。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。

今野雄紀委員。今野委員に申し上げます。ただいまは3款民生費でございますので、簡潔にお願いします。

○今野雄紀委員 私、民生費はきのう終わらせていただきましたので、前者と関連した応援大使について簡単に伺いたいと思います。

そこで、この名簿を見せていただいたんですけれども、伺いたいのは、個人への任命なのか、企業及びボランティア団体はほとんど肩書がついていますので、その肩書に対しての任命なのか。そのことによって、1番から14番までの大使さんみたいに息の長い応援をしてい

ただけるのか、それとも2年という任期の中でスポット的に比較的短期間の復興応援を求めているのか、そのところを伺いたと思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 任命は基本的に個人ということでございます。ただ、何人かの方々は企業、あるいは会社に所属をしてございますので、あとは個人の方々に会社のほうに打診をしていただいて、町からこういうお願いがあるんだけれどもということで合意形成をいただいた上での任命をさせていただきます。

それから、スポットなのか長期なのかというところでございますけれども、基本的に任期2年ということでございますので、復興の状況に合わせてその期間は考えていきたいと、このように考えております。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今、課長より、個人への任命ということなんですけれども、私この役職名を見させていただいて、町の復興事業と大分かかわっている企業というか、あるみたいなので、そのことに関してこれからもう少し詳しく伺いたと思います。

例えば16番の方もボランティアでやっていたのか、それとも町の事業を請け負ったような気もするので。あとは20番の大使の方も、地元出身ということで任命なのでしょうけれども、入札等で結構出てくる企業というか事業所ですし、あとは三菱商事もそうなんですけれども、一番は25番の三井不動産というのは、たしか今、復興商店街をつくっている同じ系列の企業じゃないかと思うんですけれども、そのほかいろいろあるんですが、そういった面からしても、例えば大使設置要綱にあるように職務としては観光の情報等を内外に宣伝する、復興の状況等を内外に周知する、復興まちづくりへの提言をすること、これはいいんですけれども、ただ、町として復興の応援大使の活動を支援するために3点ほど挙げているんですけれども、宣伝に必要な名刺及び資料等を提供する、及び愛着を深めていただくための情報提供、そしてあと復興の状況等の情報提供、そういったふうにならうたっているものですから、例えばまちづくりをしてきた上で、こういったことは何らかの形でほかの入札業者及び事業に参入しようとした業者及び企業等に影響はなかったのか。多分ないと思うんですけれども、はたから見ると不公平感があるような気がするものですから、そういったところに関して再度伺いたと思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） ボランティア的な復興支援もあれば、なりわいとして町の業務を請

け負われる仕事をやっていただけると、両方あると思ってございます。その事業をやっておられる方については、もっと掘り下げれば、例えば在仙歌津会とか志津川会とか、そういう故郷にゆかりのある事務局の立場もしっかり担っているながらの復興支援活動ということになりますので、やはり我々としてもそういう肩書についてはしっかりと認識をしてきていると思っております。

それから、個人個人それぞれの会社に所属をしておられるわけですし、個人が勝手に町の復興応援だからということで個人プレーというのはなかなかできない、そういう観点からすれば、会社自体でも町の応援大使という部分について、会社自体でご理解をいただいて支えていただいているからこそ、こういった活動が展開できているんだろうというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。じゃ簡明にまたお願いします。

○今野雄紀委員 じゃ簡明に。

今の課長の説明ですと、何かボランティアとの関係があるんですが、それだったら役職名を入れなくてもいいんじゃないかと、そういう思いがするんですけども、そうしたら個人での大使任命ということなんですが、そこで委員長の簡明にという鋭い要望をいただきましたので、最後に1点だけ伺いたいと思います。

これらに載っている役職名の企業等で、ここまで復興事業をしてきた中での入札の参加及び復興事業を請け負っているこれらの企業があるかどうか。

それともう1点、15番から27番までの方たちの応援大使としての、目に見えないような形なんでしょうけれども、応援効果みたいなのがもし説明できるような形で応援していただいているのでしたら、最後、伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） この名簿に役職名等と、これは何もボランティアだからとかということではなくて、この27人の方の属性といいますか、どういう方なのかということをお知らせするためにこのような表記にしたわけでございます。

それから、町のいろいろな業務を入札等々でというふうなことでございますけれども、そこはあるかと思いますが、ただ、数量的に私のほうで今持っております。

それから、効果といいますか、この方々がどのような活動をされているかというようなことも含めて幾つか整理をしてみました。

まず、東京の日本橋のほうに建物を1つ用意していただいて、そこで遠隔で東京の大学生が

南三陸の子供たちに授業を教えていると、そういうふうなケースもございますし、また宝塚の本物の役者さんをお招きして保育所の子供たちに笑いと元気を与えたりと。それから本当に仮設住宅団地にずっとお入りをいただいて被災者に寄り添った活動をされている方もございます。それから、新しい業種を生むきっかけになった、そういうキーマンの方もございます。それから、役場はもちろんなんですけれども、病院・ケアセンターのほうに絵を寄贈していただいて、患者さん、あるいは来庁者にごらんいただいているというようなこともございまして、今一言で、効果というようなことではなくて、こういった活動を通じて町の復興全体、まちづくり全体にご貢献をいただいているというようなことだと思っております。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。済みません、また機会がありましたらお願いします、関連で。

ほかに質疑はございませんか。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 山内です。本当に委員長、簡明に1点ほど確認を兼ねてお伺いさせていただきます。

保健福祉課長に以前話したはずですが、仮設中学校の上にある保健センター、あの空き施設と、それから伊里前保育所、ただいま防集、高台に移設されまして快適な環境の中で子供たちが一日一日の生活をしております。

この下にあったともに空き保育所の施設、これは話しませんでしたかね。伊里前地区で、伊里前地区に限らずという解釈をしてほしいんですけども、特に伊里前地区の方々から空き施設を活用できないかという話がありました。総務課のほうに私、この話は届けたんですけども、担当をなさっている福祉課長のほうにはその声が届いていないのか。行政区長さんばかりでなく、そういう代表した声が届いておったものでして、今、決算期を迎えて、以前にも話しましたがけれども、大分経過しておるんで、改めて確認を兼ねてお伺いをさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 2つの施設につきまして、まず旧伊里前保育所の施設につきましては、そういったお声なりを議員さんを通じて、もったいないので施設を使わせていただけないかといった問い合わせは入っております。うちのほうでも存じております。

現在、災害復旧やら補助金やらを使ってつくった建物ですから、これをお貸した場合にどういったことになるのかといった諸手続について、県を通じまして確認をしているところでございます。そこについては一定程度年数も経過しているので補助金の返還等々について

は大丈夫だろうといった内容で伝え聞いておるところでございます。

実際にボランティア団体さんにお貸しするかどうかにつきましては、当課の所管事務を離れてしまいますので、またその辺は関係課と協議をしながら、正式の申し入れに対してどうしていくかといったことは町として考えていかなければならないんだろうと思っております。

それからもう一つ、歌津地区の仮設の保健センターです。一応現在あって、維持管理はしておるのですが、実際何かに利用するといった場面もなかなかないといった状況でございます。あの場所につきましても小中学校の入り口のところで、場所的にも何かに使えないかなといったことで検討しているところでありますが、いずれ歌津総合支所が整備されますと、歌津総合支所には保健センター機能もあわせてそろえますので、あの部分については施設として利用する町としての状況でないのかなとも思っておりますので、その辺は今後の扱い方について改めて検討を重ねてまいりたいと思っております。

○委員長（山内昇一君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 ご説明でそれなりの解釈をしましたがけれども、ボランティアという声が出たんですけれども、町民として有効活用をしたいという、それこそ空き家屋じゃないけれども、そういう声もあるんでありまして、保健センター等もこれから立派な建物として工事が進められているわけですけれども、既存のもの、その施設を町民が有効活用したいということでありまして、担当の方には話したんです、総務のほうですね、財産ですから。それは不可能ではないという声がありましたので、その声も私、届けました。ならばということで話が進んでいたかと思ひまして、今確認をさせていただいたわけでありまして。

ぜひそのような声を生かして活用していただければということでお伺いをさせていただきました。簡明に聞いたつもりです。よろしいですか。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 引き続き検討を重ねてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（山内昇一君） 3款民生費の質疑を終わりたいと思ひますが、よろしいですか。

及川委員、議事進行上、ご協力お願ひします。（「議事進行」の声あり）はい。

○三浦清人委員 委員長ね、議事進行上、ご協力を願うという話、どこから出てくる話ですか。別の機会にとか。

○委員長（山内昇一君） 別の機会にですね。はい。

○三浦清人委員 いやいや、今もですよ。

局長、そばにいるんだから、委員長としていい発言なのか、悪い発言なのか。あんた、そこに何のためにいるの。だめですよ、こういうやり方は。何のための特別委員会ですか。委員が手を挙げて発言しようとしているんだ。わかりますね。

○委員長（山内昇一君） では、及川委員、改めましてお願いします。

○及川幸子委員 はい、簡明に。では、きのう残したところ1点だけですけれども、お伺いいたします、半分でしたので。

人件費の流用の関係なんですけれども、目について人件費を流用することは違法ではないんですけれども、手法としてやり方として、人事異動があった場合は多分、総務課さん、一本化して補正で出していると思うんですけれども、このように流用できたというところにどのような意味があったのかお尋ねいたします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 私からお答えしますが、職員の人事異動であれば、それぞれの総務費なり保健福祉関係ですと民生費・衛生費に人件費はとってございますので、そこから支出をしておいて、6月補正なり9月補正なりで異動に合わせた補正をするところがございます。

こちらにつきましては報酬という形でありまして、4月から走るものでございますので、4月1日時点で支出をしていかなければいけません。6月、9月の補正では3名の3カ月分、4カ月分の支出が間に合いませんので、流用という形にしたということですので、全く問題ありません。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 いや、問題にしているわけでないんです、違法でも何でもないので。ただ、人事のほうで一本でそういう人件費をとって補正なりをしているのではないんでしょうかということを知っているんです。問題にしているわけでないですよ。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 報酬でございまして、一般の職員とは全く違った位置づけでございます。その辺はご理解をしていただきたいと思いますし、従来、高齢者福祉係で1名嘱託職員、こちらにつきましては介護保険認定審査会の事務を行っておりました。流用した2名につきましては包括支援センターの所属で認定調査を行っておりました。認定調査につきましては、人事異動等の絡みで、包括支援センターの業務から離しまして高齢者福祉部門に移したということがございます。プラス、4月からの支払いが出てくるものですから、当然に

任命辞令を出しますし、そういった形の中で予算が確保されていなければ支出ができないものでありますので、一般職員の人事と嘱託職員の人事といったところでは支出する課目も違いますので、その辺はご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 はい。じゃこれからも補正ではなくてこういうやり方でいくということですね。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 予算の流用、執行予算ですので、元来、長の権限でできるものでございますが、ただ、相当の理由がなければ基本的には予算の流用はすべきではないというのは財政上の原理原則だと思っておりますので、通常は補正予算を組んで、予算を組み替えてから執行すべきところでございます。

ただ、今、保健福祉課長申しましたとおり、4月1日現在で予算が必要だったということで、補正予算として議決をするいとまがなかったということでございますので、予算を流用して執行する形をとってしまったということでございますが、既に4月1日前にそういう形で今後事業が執行されるという状況下であれば、特に報酬については現計予算に当然かかる内容でございますので、通常の職員の給与費とは別に、余り大きくこれからは流用することはないだろうというふうを考えております。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。（「なし」の声あり）なければ、3款民生費の質疑を終わります。

次に4款衛生費、99ページから110ページまでの審査を行います。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、4款衛生費についてご説明を申し上げます。

99、100ページをお開き願ひしたいと思います。

4款衛生費全体では支出額16億959万ほどで、執行率98.8%、前年比では31.2%増となっております。

1項保健衛生費におきましては、執行額4億580万円ほどの支出でございまして、執行率97.1%、前年比13.7%のマイナスとなっております。

1目保健衛生総務費であります。執行率は95.4%、前年比が5.1%増となっております。こちらの経費につきましては職員人件費、それから保健福祉関係全般に関する経費を支出してございます。増減の主な理由といたしましては、人件費の部分が増額になったという

ところでございまして、その他の支出につきましてはほぼ前年どおりでございます。

ページをめくっていただきまして、101、102ページをごらんください。

2目予防費でございます。執行率は99.1%、前年比7.9%の増でございます。こちらの目につきましては、町民の健康づくりに関係する経費の支出となっております。増加額の理由でございますが、13節の委託料のうち予防接種の委託料が500万円ほど増額してございます。こちらは予防接種の受診者が多くなったといった理由でございます。そうしたことで増額の理由となっております。

続いて3目精神衛生費、執行率は91.7%、前年比9.2%の減でございます。こちらにつきましても精神保健に関係する経費の支出でございます。金額につきましては、ほぼ前年並みといった状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 続きまして、4目衛生費に関しまして説明させていただきます。

支出額は1億8,925万6,980円、執行率は89%となっております。前年比は71.7%で7,450万ほどの減となっております。この主な要因といたしましては、再生可能エネルギーの設備設置工事が前年比よりも820万ほど減になっているというものでございます。ほかの内容としましては人件費あるいは斎苑関連、地球温暖化防止関連工事など、あるいは補助金などとなっております。

続きまして、次ページ、103ページ、104ページをごらんください。

13節委託料でございます。環境基本計画策定支援業務委託料で840万となっております。一般質問でもございましたけれども、震災による町の環境の変化や、総合計画が策定されたというようなことも踏まえまして、平成22年3月に策定しました基本計画を見直しているというものでございます。

15節工事請負費でございます。照明LED化工事1,000万ほど。昨年度は志津川小学校、志津川中学校、歌津中学校などの校長室あるいは教室などの照明213基をLED化した工事となっております。それから再生可能エネルギーの設備設置工事につきましては1億2,500万ほどということで、昨年度は南三陸病院、戸倉小学校、名足保育所、戸倉保育所の4施設で太陽光の発電施設、あるいはペレットボイラー・ペレットストーブを設置してございます。

19節負担金補助及び交付金でございます。住宅用の太陽光システムの設置整備事業の補助金でございます。ここについては既存の住宅についてで、16件となっております。附表の76ペ

ージをごらんいただきますと、そのほかに地域復興基金で52件ということで、合わせて68件ということになってございます。

105ページ、106ページ、4款衛生費の2項の清掃費でございまして……。あっ、済みません。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 引き続き103ページ、104ページの下段のほうでございまして。5目母子衛生費でございまして。予算執行率は81.3%、前年比で8%のマイナスとなっております。こちらは母子保健に関する経費の支出でございまして。減額の主な理由といたしましては、13節委託料のうち妊婦健康診査委託料が減額となっておりますが、こちらは出生数に年度間のばらつきがあるため27年度はマイナスとなったものでございまして。

次の105ページ、106ページ、6目保健衛生施設費でございまして。予算執行率は93.4%、前年比32%ほどのマイナスでございまして。こちらにつきましては、志津川地区及び歌津地区の仮設の保健センターの維持管理経費でございまして。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 失礼いたしました。

同じく105ページ、106ページ、衛生費2項の清掃費でございまして。支出額は3億1,764万500円ということで、執行率は96.7%、前年比14%増となっております。1目の清掃総務費、支出額は466万8,890円、執行率は88%でございまして。前年比ですと31%の増というふうなことになってございまして。主な要因といたしましては、廃措法に基づき、新たに一般廃棄物の処理基本計画を作成するための委託業務を行ったということになってございまして。そのほかといたしましては、廃棄物関連の処理施設における環境モニタリング、あるいはごみ処理に関連する補助金などということになってございまして。

13節委託料、先ほども申しましたが、一般廃棄物の処理基本計画支援事業ということで212万でございまして。震災後の高台移転で浄化槽の設置の増加、あるいは新たにバイオガス事業が稼働しているというようなことで、町内の廃棄物の処理するような環境が非常に変わってきていますことから、総合計画や環境基本計画が策定されるタイミングで本計画を策定していくというものでございまして。

107ページ、続きまして2目塵芥処理費でございまして。決算額は2億2,168万6,488円ということでございまして、執行率は96.3%となっております。前年比で22%の増となっております。主な要因といたしましては、クリーンセンター内に大量に保管しておりました焼却灰の

埋立処分を行ったと。それから昨年10月からバイオガス事業が始まったことによりまして、生ごみの分別収集を開始したことと、それからバイオガス施設に生ごみと余剰汚泥を搬入したことなどによるものでございます。

11節需用費のところでは消耗品費が830万円ほどとなっております。前年度よりも730万円ほど増加しておりますが、これはバイオガス事業の実施に伴いまして、家庭からの生ごみ分別を行うために各家庭に配布いたしました水切りバケツや生ごみの収集容器の購入によるものでございます。不用額が100万円ほどとなっておりますけれども、これは宮城県の市町村振興総合補助金メニューのうち、ごみ減量化・再資源化促進事業というものを活用できたことによるものでございます。

それから、13節委託料で、不用額が339万ほどとなっております。主な要因といたしましては、昨年10月からバイオガス事業の関連業務や海岸漂着物処理など新たな委託業務が加わりまして、委託業務が合わせて20件ということになっておりまして、それぞれ入札の請差が積み重なったことによるものでございます。

次ページ、107ページ、108ページをお願いいたします。

ごみ収集、資源物の収集委託料が440万ほどとなっております。生ごみの収集運搬が加わりまして、前年度よりも900万円ほど増加しております。それから、焼却灰等の埋立委託料ということで3,600万円ほどとなっております。焼却灰1,027トン、あるいはガラスくずなどの不燃物残渣処理で37トン処理してございます。費用も昨年より1,000万円ほど増加してございます。

それから、新たなものといたしまして一般廃棄物の処理委託料ということで、バイオガス施設で生ごみと余剰汚泥を処理している費用でございます。それから海岸漂着物等の処理委託料ということで368万円、環境省の予算で新たに海岸に漂着したごみなど、海底から引き揚げられた瓦れきなどを処理したものでございます。それから、散乱等廃棄物の処理委託料ということで、ボランティアの方々が農地瓦れきなどを処理する際に、あるいは海岸漂着物を保管するためクリーンセンター内の仮置き場を整地して用いた費用になってございます。

それから、3目し尿処理費でございます。支出額は9,891万円ほどとなっております。執行率は98.5%、対前年比で3%減ということで、ほぼ同様の額となっております。

13節委託料につきまして、不用額が147万円ほどとなっております。主な要因といたしましては、バイオガス事業が始まりまして、衛生センターから一部余剰汚泥を回収することになりまして、衛生センターの光熱費あるいは運転管理費などが削減されるということになりま

して、指定管理者と変更契約を行いまして170万円ほど減額となっております。それから13節、新たに余剰汚泥の運搬委託料ということで、133万ほどということになってございます。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） それでは、109ページ、110ページ、3項1目病院費でございます。予算の執行率は100%でございますが、対前年度と比較いたしますと85.1%増、2億2,600万ほど増加してございます。19節は前年度と同額でございますが、24節の出資金で2億2,600万ふえてございます。その内容でございますが、建設改良分として病院の太陽光の施設整備に1億7,300万、それとあと医師官舎の整備に4,600万円ほど追加で出資した内容でございます。

次に4項1目の上水道費、これは水道会計の繰出金になります。予算執行率100%でございますが、対前年度と比較いたしますと86.0%の増、1億8,200万ほど増加で支出してございます。内容でございますが、増加要因は災害復旧費の繰出分として前年度よりも1億200万ほど増加、それと伊里前地区のろ過装置の設置ということで、7,900万ほど増加で繰り出ししております。その内容で増加しております。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 少しお待ちください。

ここでお昼のための休憩といたします。再開は1時10分とします。

午後0時08分 休憩

午後1時08分 開議

○委員長（山内昇一君） それでは、おそろいですので、再開いたします。

初めに、高橋兼次委員が退席しております。これを許可しております。

担当課長の細部説明が終わっておりますので、これより質疑に入ります。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。1点だけお伺いします。

104ページ、16節の工事請負費のところです。再生可能エネルギー設備設置工事とあります。附表のほうを見ますと76ページ、病院の分と合わせて約6億円ということよろしいでしょうか。この設備の概要をお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 附表の76ページに再生可能エネルギー等の導入補助金ということで、本事業のことについて書いてありますけれども、全体としては下の括弧の中にありま

す再生可能エネルギー導入補助金ということで、2億9,841万3,160円というふうなことになってございます。

それで、昨年度、施設としましては4カ所、南三陸病院と伊里前保育所、それから戸倉保育所、それから戸倉小学校というところでございます。病院につきましては街路灯24本、ペレットボイラーが2基、太陽光施設が1つ、それから蓄電池施設が1つというふうになっております。伊里前保育所につきましては、太陽光施設、10キロアワーが1つと蓄電池1つ、ペレットストーブが3基。ペレットストーブは合わせて都合4基となります。それから、戸倉保育所につきましては太陽光が1つ、蓄電池が1つ、ペレットストーブが4つというふうになってございます。最後、戸倉小学校につきましては太陽光が1つ、蓄電池が1つ、それからペレットストーブが25基入っております。

○委員長（山内昇一君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 勘違いで、3億円です、約。

それで、今、設備の利用状況はどうなっているでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） この施設は、特に災害時に停電になったりとか、そういったときに使用する最低限の電力を確保するというものになってございまして、通常は蓄電池等に発電を蓄積しておくということで、通常は使っていないという状況です。

○委員長（山内昇一君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 発電機は非常用として蓄電池にためておくということです。

ペレットストーブは、状況に応じて暖房として使うと考えてよろしいですか。それと、万が一、外部電源が切れた場合のどのくらい使えるかということをお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 失礼いたしました。太陽光については常時ではなくて、ペレットストーブ・ペレットボイラーについては必要に応じて活用してございます。

どのような形で使えるかといいますと、個々にはありますけれども、停電になったときに最低限の電力を確保するというので、どういったものを想定しているかといいますと、携帯電話ですとかテレビ、それから防災無線、パソコン、プリンター、コピー機とかそういったものを使うような電力ということで、大体昼間であればテレビで12時間と。ただいま挙げた設備については12時間ぐらいは使えるような設備となっております。その使用時間が半分であれば丸1日使えますし、そのまた半分であれば、その時間に応じて日数がふえていき

ますけれども、そう何日も使えるような規模のものではないということでございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。2点ほどお伺いいたします。

102ページの予防費です。13節委託料、住民健診ほか委託料2,500万ほど実施しております。実施して、いつかも話しましたけれども、町民にとって大変健康意識が高まったと思います。そこで、年々ふえているかと思うんですけれども、受診された人たちの分析をしていけば、分析結果によってどのぐらいの医療機関につながっているのか。それから、全体で国保と社保の割合、わかっているのであればその辺のご説明をお願いします。

それから、もう1点は、同じページの委託料の中から仮設住宅入居者等健康支援事業委託料、280万とっておりますけれども、この内容のご説明をお願いいたします。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 2点ございましたので、1点ずつご説明申し上げます。

1点目でございますが、住民健診の結果と申しますか状況について申し上げます。

受診者総数につきましては、27年度1,839名といった統計になってございます。人数にして前年比で130名ほどの増となっております。その中で異常なしの方の割合が5.9%、要指導の方が37.0%、要医療という方が57%といった状況でございます。要医療のうち治療を継続されている方が8割ほどといった傾向でございます。

なお、追跡調査につきましては、なかなかこういった人数でございますし、現在、全てにおいてフォローができていない状況ではございません。今般、データヘルス事業を導入しますので、今後はその辺を利活用して追跡調査まで行っていけるものと思っております。

2点目の入居者等健康支援事業の委託料の内容でございますが、決算附表の68ページをごらんください。

ここの中の（3）健康相談、表の中の3つ目、なんでも健康相談事業ということで、50回、延べ415人の保健師さんに仮設を回っていただいたりして相談事業を実施したものでございます。

国保・社保の割合でございますけれども、ご存じのとおり、社会保険は社会保険で特定健診を行うといった状況でございます。一部、国保以外の方で受け入れをして、やった人数については1,800名のうち110名ほどということでございます。なお、75歳以上、後期高齢の方も350名ほどいらっしゃいますので、そういった状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 大分健診を実施されている方が多いのかなという、2,500万かけて、それだけ受診している方が多いという感がいたします。

それで、半分以上の方が要医療ということなので、健診の実施されている意義が役立っているなというところがただいまの説明でわかります。やはりこういう健診を通して自分の健康管理をやっていくということが非常にその人のライフスタイルを長引かせるというか、そういうものにつながっていきます。これからも健康に対する意識を町民多くの皆さんにさせていただくということが大事ですので、この辺を結果、推移を見ながら、分析しながら進めていただきたいと思います。

それから、仮設の入居の関係ですけれども、相談件数が、なんでも健康相談ということで50回の415人。仮設集会所を通して実施したということなんですけれども、健康相談をやったことによりましてどういうことが出てきたか、その辺、もし把握しているのであればお答え願います。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 住民健診につきましては、なお今後もさらに受診率等が上がるように、また要医療となられた方のフォローアップ等も含めて推進してまいりたいと思います。

何でも健康相談事業の相談の結果ということでございますが、いろいろな相談が寄せられておるといった状況を関係各課、当課が主管課になりますが、そちらに情報をお出ししながら、仮設住宅からの退去に合わせて、また次のステージに移られてもそれらのフォローアップが続けられるように支援体制を強化していきたいと思っております。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 私ここで聞きたいのは、どういう心の相談が多かったのか、これをやることによってどういうものが見えてきたかなということをお伺いするものです。

○委員長（山内昇一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 相談内容については種々ございます。中にはそういった心のケアといったものもあったというふうに記憶をしております。

今後もこういった活動を通して、そういった方の支援、フォローアップをしてまいりたいと思います。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番です。

105ページ、106ページ、塵芥処理費があるわけでございますけれども、次のページに行きまして、委託料の中で下から2番目、2行目の海岸漂着物等処理委託料368万の計上がございます。先ほどの課長の説明によりますと、環境省の補助メニューの中で海底何がし云々というようなご説明があったんですが、もうちょっと中身をご説明願いたいというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 環境省の事業で全国的に沿岸部、特に日本海岸などに外国からのプラごみとかそういったものが非常に打ち寄せてきて、それを処理するというのが結構大変になってきているというようなこともございまして、そういった海岸に漂着してくるものをきれいに片づけられるようにということで、環境省で海岸漂着物等の地域対策推進事業という補助金を出してございます。

この補助対象といたしましては、海洋ごみの回収、それから処理に係る事業、海洋ごみの調査研究の事業に対して補助を出すというものと、海洋ごみの発生抑制に対する事業というのがございまして、海洋ごみ発生抑制に関する啓発、それから調査研究、そういったところで連携して実施する事業などについて補助が出るということでございます。

補助率は、昨年度の場合は10分の9となっております。一旦、環境省のお金が県のほうに来まして、県のほうでそれぞれ実施する市町村に分けられるということでございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 そうしますと、歳入でございます県補助金ですか、海岸漂着物等地域対策推進事業補助金331万2,000円、これがそれに相当すると思うんです。当町におきましては、台風等、低気圧等で漂着するごみとか、そういうものに対しての処理に大分苦慮している現状にございます。したがって、前年度は補助メニューというか項目はなかったんですよ。これは常時補助事業として、環境省ですね、設置されておるものか。毎年のことですから、今後もそういう状況が続けばこの補助事業が継続されていくというか、受け入れることができるのかどうか、その辺。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） これまでは海岸漂着物等のこのお金ではなくて、災害対策の関連のほうから処理費を出しておりました。今まで沿岸に漂着してきたごみだけが対象になっていたんですけれども、昨年度からは、沖合にあったもので沈んだものも対象にしているということになりましたので、それでこちらのほうを選択したということでございます。今後

も続いていくものというふうに考えてございます。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 では、衛生費のほうから、102ページ、104ページになるかと思いますが、項目としては、102ページですと一番下に環境審議会委員報酬というのがあります。104ページは上から2番目に環境基本計画策定委員謝金がございます。さらにその下には13節の委託料のところでは環境基本計画策定支援業務委託料と、一般質問した経緯もありますが、環境基本計画ができます、つくりますというような予算が昨年の予算でも計上されて、決算でしっかりと執行されているということですが、まず業務委託に関しては相手方の企業さんのお名前、どういった会社なのかをお知らせいただければと思います。

この委託料とまた策定委員への謝金、もしくは環境審議会は当時は関係なかったのかもわかりませんが、基本計画をつくっていく上でかかっている費用、昨年度の決算ですが、今年度のかかっている部分もぜひできれば含めて、幾らぐらいかかっているのかお答えいただきたいと思います。

その上でもう1点は、104ページの環境基本計画策定委員謝金、上から2番目の段には支出済額が13万2,000円で不用額が14万2,000円となっております。不用額が出ている理由をお知らせください。

その辺の回答をまずいただいてから、その次の質問をさせていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 1点目でございます。コンサル会社の相手方はパシフィックコンサルタンツです。

それから、環境審議委員の報酬関係、それから策定委員の謝礼のほうということでございまして、環境審議会は委員15名おりました、そのうち県の職員が1名おりましたので、この方は報酬は出しておりません。実際、委員14名おりましたうち10名出席されたということでございます。

それから、環境基本計画の策定委員ということで、4回実施しておりまして、延べ人数では33名出席ということになってございます。

それから、環境審議委員のほうで不用額が出ておりますけれども、当初は、1日の報酬というのを南三陸町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例ということで、1日7,400円ということになっているんですけれども、会議とかが2時間に満たない場合にはその額は4,000円とするということになってございました。実際このときも2時間以下、

1時間ちょっとぐらい、1時間半ぐらいかかっていなかったかと思えますけれども、そういった時間でしたので支出が少なくなったというところでございます。

環境基本計画の総額でございますけれども、昨年度が840万で、28年度今年度が715万2,000円ということで、委託料の総額が1,555万2,000円というふうなことになってございます。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 昨年の決算に関するいろいろな情報をいただいた上で、環境審議会、もしくは環境基本計画の策定委員会、そもそも環境基本計画について、もうちょっと掘り下げて質問させていただきたいんですけれども、今年度に入りましてパブリックコメントを求めたはずですが。一般質問の中では26件というお答えがあったと思いますが、その26件は環境審議会の中で提示されたのかどうかお伺いします。

それから、環境審議会の中では、審議をもっと延長して時間をかけて決めるべきではないか、話し合うべきではないかという意見が出されたと聞いております。しかし延長はされないというふうにも聞いております。なぜでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） まず1点目、パブコメ26件について、環境審議会、9月7日のことだと思いますけれども、実際にパブリックコメントは提示したかということにつきましては、細かいものについて紙面での提出はしておりません。こういったパブコメがありましたということをお伝えしたのみで、そこから審議委員の皆さんに意見があれば、そういった意見を反映して対応案を作成して、その後にホームページなりで公表するという予定でございます。

それから、審議会の中でももう少し時間をかけてやってみるべきではないかという意見がございました。その理由といたしましては、やはり環境基本計画をやる上では数値目標というのが示されたほうがやっていきやすいので、数値目標を決めるためにはもう2回、3回、複数回の審議会が必要ではないかという意見がございました。

その中で事務局等の意見としましては、まず数値目標ということにつきまして、実際に町のさまざまな状況というのをまず把握しなければいけないのではないかとございまして、そのためにはさまざまな項目、生態系であるとか植生であるとか水、大気、それからCO₂がどうなのかとかありますし、何をどのように持っていくかというのはちょっと時間をかけなければいけないだろうということで、実際にはそういったことは少し時間をかけてやっていかなければいけないということで、具体的な数値については今の段階ではできないだ

ろうということで、実際の数値目標は今回、現時点では挙げないというふうなことでございます。

しかし、審議委員さんの意見もございまして、今すぐで無理なのであれば、今後10年間、計画期間がございまして、せめて中間の5年後ぐらいには明記してはどうかという意見をいただきました。我々も5年ぐらいであれば、まずどういった数値を目標にしていくべきかというところからも検討していく必要があるだろうということで、5年後に数値目標を入れるという文言に修正させていただきたいという話をさせていただきました。そのことについては、複数回やるべきだとおっしゃっていた委員の方も、そういったことが見えるのであれば、今回、一応一つ区切りとしていいのではないかと。ただし、せっかく町民の皆さんが関心を寄せている環境基本計画ですので、さらにいい文言になるように有志でもいいので集まって文言の検討をさせてもらえないかというご意見をいただきましたので、そのことについて環境審議会の皆さんにお諮りしたところ、有志として集まってやっていただく方々をお願いするよう一任するということになりましたので、後日、集まって話をさせていただくということになりまして、実はきのうなんですけれども、いろいろとご意見をいただいたところでございます。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 いろいろ質問させていただいたのは、最終的な問いとしては、審議会の進め方、審議会のあり方というのはこれで本当に正しいんでしょうかという問題提起をしたいからなんです、そこに行き着くまでにいろいろご説明申し上げなければいけないことがあると思います。総額幾らかかったということで、800万と700万とで1,500万以上かかっているんだということ。これは業務委託ということですから、環境基本計画を策定するのにいろいろな調査をしなければいけないと。それには専門的な知見が必要だから専門的な業者の方をお願いすると。要は行政ではできないんだということがかかっている経費ですよ。それを払うのであれば、対価として当然求められるのはしっかりとした基本計画だと思うんです。みんなが納得できる計画を提示して初めて、それが成果物となり得るのではないかと。要は書いてあることに町民が納得していないのに、計画は出しましたと、1,500万下さいというのは余り虫がいいんじゃないかということがまず1点目です。

それから、パブリックコメントが、今議会でも町長とお話しさせていただいたときに、一般質問させていただいたときに、非常に多いですよという確認をしました。パブリックコメントを提示する相手として、環境審議会以外が考えられるのかという話です。町民に対して

インターネット上とかで公募するのは当然なんですけれども、情報として一番必要としているのは環境審議会の委員ではないかなと思うんです。その人たちの目の届かないところに隠しておいて、審議会が終わった後にインターネットで公表しますというやり方は一体なぜそうってしまったのかと、そこに大いに問題があると思います。それが2点目。

ちょっと戻りますけれども、不用額がありますよねという話をしました。4回の会議の中で33名が出席されたと。基本計画の策定委員会は15名だとお伺いしております。4回の会議に33名ということは、全ての会議が定足数ぎりぎりということですよ、定足数、多分半分だと思うんですけれども。ということは、策定委員会の皆さんが必死になって議論された、それは尊重しなければいけないということは当然ですけれども、果たしてその議論が十分だったのかということは大いに疑問があると言わざるを得ないと思うんですけれども、それが3点目です。

今、数値目標のお話が出ました。数値目標を設定してほしいという意見が多数あったというふうに聞いていますし、パブリックコメントでも多くあったというふうに伺っております。数値目標を設定できないと判断されたのは一体誰なんだろうということが次の問題です。それは、私の知る限りでは行政の方でございます。もしくはコンサルタント会社の方です。町民の代表である策定委員会であるとか専門的な知識が集まる環境審議会の委員の皆さんは、数値目標、要るんじゃないんですかという意見が出たんですね。どちらをとるんですかということなんですけれども、なぜ数値目標は設定できないという判断が尊重されて、それがまかり通っているのかということは大いに疑問ですし、審議会の進め方として不十分ではないかなというふうに指摘せざるを得ないのが4点目です。

そういったいろいろな問題がある環境審議会なのではないかなと私は思っているんですけれども、決算審議ですので、町長に最後にお伺いしたいんですけれども、環境審議会というのは町長の諮問機関ですよ。環境に対して、町民の皆さん、専門家の皆さん、これでいいですかとお伺いを立てる機関だというふうに認識しております。その議論が十分ではないんじゃないですかという意見が出たときに、有志で集まって勉強会をしますとまで審議委員の皆さんが言っているのに、行政の対応として、審議会は今月で終わりです、答申を出してくださいというふうに迫るといった態度は、果たして町長の諮問機関足り得る独立性を有していると今この場ではっきりと明言いただけるでしょうか。私は甚だ疑問だと思いますけれども、お答えください。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） ちょっと抜けていましたら、後でご指摘いただければと思います。

初めのところで、1,500万なりの経費をかけて、町民の方々が納得しないものをつくっていいのかというようなところだと思いますけれども、当然のことながら、この環境基本計画は誰のためにあるのかということです。これはやはり町民の皆さんのためにあるということでございますので、それぞれ環境基本条例の中では町の役割、責務、町民の責務、事業者の責務というようなことがいろいろありますし、目的の一つとして、町民の皆さんの幸せのためという文言も入っておりますので、そこは町民の皆さんがしっかりと納得した部分での計画にならなければいけないというふうに考えてございます。

それで、パブリックコメントのことでございますけれども、確かに、しっかりとお寄せいただいたパブコメ26件の意見というものをきちんと書面にしてお配りしたほうがよかったなというふうに考えてございます。その点につきましては、しっかりと出すべきであったというふうに反省してございます。

それから、策定委員なんですけれども、策定委員は定員12名ということになっておりますので、確かに毎回その定員に近いような方々がおいでになったわけではありませんが、非常に熱心に策定委員の方々、参加していただきまして、非常に活発なご意見をいただきまして、たびたび予定していた時間を超えるような形でご議論をいただいたところですので、しっかりと議論できたのではないかなというふうには考えてございます。

それから、数値目標の部分なんですけれども、一つ、我々のほうで町の状況というのは今どういうふうなことになっているかというのを把握しないと、そのベースとなる比べるものがないのではないかと、何と比べればいいのかというふうになるかと思いましたが、まずは基本となる調査なりをいずれはやらなければいけないというふうに思っておりますので、一般的に環境アセスメントをやる場合にどういった経費がかかるのかということも問い合わせをさせていただいたこともございまして、例えば道路をつくるとしまして、20キロの道路ですと、片側2車線ずつの道路とか、そういったものをつくるということになれば、さまざまな調査をして結果を出すのに数年かかって、費用も数億円かかるというようなこともいただきました。もっと縮小して簡素化したアセスはできないものかというようなことも検討させていただいたんですけれども、それでも数千万はかかるというようなこともございまして、日数も、継続的に例えばどういった鳥が生息しているのかというのは毎月モニタリングのような形で調査員の方が入ってくるとか、いろいろと時間がかかったりするというところでござ

いましたので、今、つくるという段階においては、そういったベースとなるようないろいろな数値というのを持っていない中では、明確にこのような数値を掲げるのは難しいのではないかとというような結論に至ったところでございます。

ただし、数値目標というのはそういった町の環境の状況を全て把握した上でやらなければいけないかというのはまた別な問題にもなるかもしれませんので、数値目標はどういうものがふさわしいのかということにつきましても、今後この基本計画の中で進捗管理していく中で、毎年町の環境白書なども出していく中で、そのほかの個別事業についてもどのぐらいやっけていけるかという数値とかも照らし合わせて、そういったものを踏まえて、どういったものがこの町独自でふさわしい目標とするのかということのも町と町民の皆さんと、あるいは事業者の方々も加えた中で話し合いの場を持って決めていく必要があるのかなというふうに考えてございます。

それから最後、複数回、もっと議論する場があってもよかったのではないかとというような話だったと思うんですけれども、実際に庁内からも、もう少し丁寧に、皆さんが納得するような形での開催の仕方、回数なりやったほうがいいのではないかとということで、我々のほうでも、契約期間が9月だったんですけれども、これにこだわらずにもっと回数をふやしていいのではないかとというふうなことで、環境審議会の委員長にも相談させていただきました。

そういった中で出てきましたのは、9月7日に、数値目標として5年後に入れるというような文言をしっかりと入れれば、今回の環境基本計画の中身としては問題ないというか、参加していただいた方々の総意としてはいいというふうに決まったということでもございまして、そこで一回決まったものをまたさらに蒸し返すような形ではないですけれども、やっていく必要はないのではないかとというような委員長の話がございましたので、有志の方に集まっていただいて、いろいろと不足となっているような文言の修正なりあり方について議論もしていただきましたけれども、そういった中で納得していただいた形で、最終的にどういった文言にして、そして町長に答申をするかというような案を検討していただいたということで、納得していかない中でこちら側で勝手にやめてしまうというのは非常に問題があることで、複数回、今後やっていくことも考えているということもお話しさせていただいたんですけれども、そこまでは必要ないというようなことでの話でしたので、結果的には今月中に答申を出すような形となってございます。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、後藤委員からいろいろご指摘をいただきまして、私も審議会に出席

しているわけございませんので、後藤議員のご指摘の部分、それから今、課長が答弁した部分、どちらがどうなのかということについて、どちら側に手を挙げるといことはございませんが、ただ基本的には、例えばパブリックコメントで出た資料等については最低限これは提出をするべきだろうなというふうに思っております。せっかく町民の皆さんが関心を持っていただいて、その中でご意見をいただいたわけでございますから、それを審議委員の皆さん方にご審議をいただくということは、これは当然避けて通れない問題だろうというふうに思います。とりわけ数値設定の問題等々ございますが、委員の皆様方へは説明すればわかってもらえると思うんです。例えば数千万かかるとか何年もかかると。それを、じゃいつまでも待つてやるのかということになると、これは時間をかけてやりましょうという部分と、それからそうではなくて、金もかからない、それから時間もそうかからないという部分について、そこは丁寧に議論いただくというのも一つの手段だろうというふうに思っております。

ご案内のとおり、この計画につきましては、当然のごとく行政の都合でつくるわけございませんので、これは町民の皆さん方に広く周知をさせていただいて、その中で皆さんに取り組んでいただくということが基本的な問題でございますので、その大前提となる審議会の委員の皆さん方が、全員が賛成というのにはわかりませんが、しかしながら、大多数の方々がご理解をするということは、これはやっぱり諮問するという過程でいけば当然のことだろうというふうに、私、基本的な考え方をお話しさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 済みません、やめようと思っていたんですけれども、一つだけ。

私は、町長のお答えに対しては何ら別につけ加えるところはないんですけれども、いろいろ先ほど環境審議会の進め方、問題だと思いますがと言って、一番最初に質問を言いましたよね、どう思うんですかという話、そこだけ答えてくれればいいんですよ。それ以前に審議委員の報酬がどうだとか不用額がどうだという話は、前段の質問でデータとして欲しかったんです。だから質問の形にして申し上げたんで、こういうことは問題と思うんですと、一番最後の質問に行くまでの理由づけとして列挙したものに対して一々言いわけされても私は不愉快です、今の回答は。一番大事なところだけ、質問にだけ答えていただければいいので、何か私、質問したときに長くなったかなとは思っているんですけれども、一つ一つ丁寧に答えているようで、今じっくり聞かせていただきましたけれども、行政側としてはこういう言いわけがございませうというものを列挙していただいた以上のものではないかと、断じざるを得

ないと思います。

町長のお答えがあったので、環境審議会の問題に関してはどのように対応していくかということは議員活動、議会活動の中で、常任委員会の中でも環境について考えるべきではないかということをお願いしておりますので、基本計画のみならず、その先の細かな実施計画、実際に事業として移っていくときにはより厳しい目でしっかりと監視させていただきたいなと思います。それだけつけ加えさせていただきます。答弁は要りません。

○委員長（山内昇一君） ほかに質疑はございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。3点ほど伺います。

まず、消毒に関してなんですけれども、よく町内でする消毒なんですけど、決算書を見て、どれがこのあれだったか見つからなかったの、何ページかわからないんですけれども、年間幾らぐらいかかっているのか。

そしてもう1点、現在している消毒はどういった目的での消毒なのか。目的と言っても消毒だからあれなんですけれども、例えばボウフラ、蚊、ハエ、ゴキブリ、いろいろあるんでしょうけれども、そういった中でどういった目的なのか。まず第1点目、伺いたいと思います。

2点目なんですけれども、108ページ、前者も聞いた海岸漂着物等処理についてお聞きしたいんですけれども、大体説明では環境省の補助ということでわかったんですけれども、それに対応し切れなかった部分というのは災害対策として処理をするということでしたので、決算において災害対策としての処理部分はあったのかどうか伺いたいと思います。

あと、漂着物ですので、この前の台風10号に関しても関連で伺いたいんですけれども、これは漂着物じゃなくてどちらかというと打ち上げられ物みたいな感じで各漁港に揚がっていたものなんですけれども、それに関してなんですけど、いろいろなものが揚がっていたようです。私も台風の翌日、夜が明けてから志津川方面と戸倉方面のほうを現場というか、見させていただいたんですけれども、かなりの量が揚がっていました。そこでそういったものに対する今後の、以前とは違った高潮・台風等の被害のような気がしました。それで以前、船を揚げた場所では間に合わなくて、もっとその上まで揚げて、それでも間に合わなかったと、そういう状況の漁港も多々見受けられました。そこで、現在この漁港は災害復旧という形でいろいろ工事がされていますけれども、今後の高潮・台風への対策をどのようにあわせて進めていくのか伺いたいと思います。

第3点目なんですけれども、附表の76ページ、再生可能エネルギー導入の補助金ということ

で、ペレットボイラーのことが報告というか載っていますけれども、それに関連で、ペレットストーブとまきストーブについても伺いたいと思います。

ペレットボイラーはこういった形で普及しているというのはわかったんですけども、今後、ペレットボイラーがこれ以上何らかの施設、その他、企業というか会社等に普及するよ
うな状況はあるのか。

2点目は、ペレットストーブの普及なんですけれども、補助金が出ていても、今回の一般質問でもあったようになかなか普及が難しいということでしたが、今後のペレットストーブの普及していく取り組みというか、もしありましたら。

それと同時に、まきストーブの普及率というか、もし町でつかんでいましたら伺いたいと思います。ちなみに、まきストーブの補助金というのを設置する場合、現在出ているのかどうか伺いたいと思います。まきストーブは暖房等にも使えますし、使い方によっては調理等にも、結構タケノコを煮たりとかいろいろできるみたいなので、あともう一つ、両用型のストーブもあるみたいなので、そういったものの普及等もしおわかりでしたら伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 家庭の消毒につきましては、大体毎年200万ほどで薬品等を購入してございましたけれども、結構在庫が余っているというようなこともありましたので、現在は特にその在庫を使うということで、今のところは購入していないということでございます。

目的としましては、いわゆる衛生害虫の発生を予防するということです。蚊とか、病原菌を運んでくるような場合もございますので、そういったことも防げたらいいかなというところでございます。

2点目の海岸漂着物等の費用を昨年度から使っているわけですけれども、特に災害の部分のお金というのは入って使っておりません。

それから、ペレットストーブのほうは担当課から答弁します。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） ペレットストーブ、それからまきストーブの関係でございます。

まず、1点目のペレットストーブの今後の普及、取り組みについてということでございますけれども、まずもって公共的な施設とかそういった施設建設時に当たりましては、ペレット

ストーブあるいはボイラーの普及に努めるとともに、個人の家庭におきましては、広報誌等を利用いたしましてさらにPRして普及に努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、まきストーブの普及率、補助金はあるのかということでございますけれども、当然町のほうではございませんで、県につきましては把握してございません。普及率につきましても把握はしてございません。

それからもう1点、両用型ストーブの普及ということでございますけれども、こちらのほうも特殊な施設になりますので、詳しくは把握していない状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 漂着ごみの絡みです。これは衛生費のほうであります漂着ごみのお金と、それから5款の農林水産業費のところ、122ページに漁港の管理費というのがあります。そこの委託料の中で処理をしている分というのがあります。去年から補助金が入る事業が衛生費のほうでできたので、実際は私どもの漁港のほうへ行ってくる部分もたくさんありますので、こちらで受けて、お金はあっちで使ったりこっちで使ったりと、有利なほうで使わせていただいているというのが現状です。

それから、波がよく揚がるようになってどうのこうのというお話ですが、ここでお話するのがいいのかどうかよくわからないところがありますが、現実的にはどこの漁港も波がたくさん揚がるようになっていきますというふうに聞きます。

これは何でかという話ですが、皆さんがおっしゃるには、施設は災害復旧でかさ上げができたけれども、海の底は施設ではないので深いままということになって、いわゆる波のスピードであるとかそういうものが昔よりも強くなったのではないかとということでたくさん揚がるようになった。ですから、いろいろなところで今回についてもそういうことでたくさん揚がっていると。それについては今うちのほうで処理を段取りしているということになっております。とりあえず。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 消毒に関してなんですけれども、200万ぐらいということで薬品そして在庫があるということでした。実際消毒をする人件費というか費用というか、どういうふうになっているのか。薬品だけで、あとはどういったシステムで、地区の人たちがやっているんですけれども、その流れはどういうふうになっているのか。

それともう1点は、私も個人的なあれなんですけれども、ことしから衛生組合員になりまし

て消毒をさせてもらっているんですけども、機械がとても重くて、実は議会が始まる前の週だったんですけども、3日、4日、身骨が痛いというか筋肉痛で大変だったんですが、消毒機械を何らかの形で見直していく考えというか検討はなされているのか。実はテレビ、オリンピックを見ていて、ジカ熱か何かの消毒で、違う何か別の消毒でしたかね、東京のほうで背中に背負って草むら等を消毒しているような映像を見ましたので、体に負荷がかからなくて、なおかつ消毒効果のあるような機械、入れかえるのは大変な費用がかかるんでしょうけれども、今後の検討はどうなっているのか。

また1点、消毒方法なんですけれども、従来の方で今後も続けていくのか。今、高台等の団地がだんだんできてきて、家の形態及びつくりも変わってきているので、そのところの見直し等には手をつけているのか伺いたいと思います。

第2点目、海岸の漂着物なんですけれども、波が高くてどこもここもということなんですけれども、特にとってはおかしいんですが、荒砥あたりで船を揚げるところの奥のほうの土というか砂利の部分が流されて、そっちのほうに置いていた船がでこぼこの道ではフォークリフトが動かせないということで大変困っていたようでした。そういった対応と。

もう1点気になったのが、荒砥の2つあるうちの手前のほうの漁港で海岸線が崩れてきていて、それによる波の影響もあって、大変な状況になっているということです。これは細かいことを申し上げてもあれなので、今後、浜々どの方たちの何らかの事情聴取というか、聞いて、いいように改修していただければいいのかなど伺いたいと思います。

もう1点、ストーブに関してなんですけれども、ペレットストーブは今後もPRしていく。

ただ、まきストーブなんですけれども、私以前も言ったようなんですが、団地ではあれなんだろうけれども、普通の家ではまきストーブを結構導入しやすいので、そこでまきストーブの補助金をお願いするわけではないんですけども、まきストーブがより普及するようになるには、例えばまきの調達も大変な状況になっているあれもあるので、先日仮設を引っ越す方が木質のツーバイフォーの材料をクリーンセンターに持ち込んでいったら、短く切らないとだめだということで、それで大変困っていて、うちのところに泣きついたというわけじゃないんだが来て、それを引き受けた経緯があります。

そこで私、そういったことをヒントに、いろいろな事業で雑木、杉等は別にして、まきに適するような雑木等がいっぱい出ると思うんですが、今までも出てきたみたいなんですけれども、あと道路の見通し等で切る雑木とかを、難しいのかもしれないんですけども、何らかの形で、産業廃棄物とするよりもどこかストックヤードを、買い取った土地なりクリーンセ

ンターの近くでもどこでもいいんですけれども、そういったところを設けて、まきになるようなやつを持ち込んでいただくという方法もあると思うんですが、何分まきストーブの普及率もわからない中では難しいんでしょうけれども、そして将来的にまきがいっぱい集まった場合は、それをシルバーではないんですけれども、何らかの人材を使ってまきにして買い取って販売するという、そういう事業ではないんですが、そういう取り組みもできると思います。

なぜ私、まきストーブの普及について申しているかと申しますと、うちでも使っていて、結構うらやましがられますというか、あと、うちでも使っているんだとかと言って、いろいろあるんですけれども、それは私、一般質問でも言ったような、まちづくりの中でペレットは手軽なんですけれども、手間暇かけての生活というんですか、そこに私がうらやましがられるのは精神的な豊かさというか、そういったものも十分発揮というか得られるんじゃないかと、そういう思いなものですので、まきストーブに関してももう一度伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 家庭の消毒につきましては、各地区の衛生組合長さんに各地区でいつやるかというようなことで話し合いをしていただきまして、日にち等が決まりましたら、クリーンセンターのほうに薬品がありますので、機械をお持ちのところは薬品だけで、機械も必要なところは機械もお持ちいただいて消毒をしていただくということで、1回から多いところだと3回やるところもあるようです。

委員おっしゃるとおり、今、高台移転などで新しい家とかそういった形の家、機密性が高いものですとか、しっかりべた打ちされているようなものとかいろいろありますので、このことについて昨年の衛生組合長の役員会でもいろいろと話をさせていただきまして、近隣の市町に確認をさせていただいたところ、毎年このような形で消毒を続けている地区っていうのはうちの町だけだったということもございまして、地区によってはかえって消毒でべたべたになってしまうとか、やらなくてもいいというような意見の地区もあるようでして、ですので、基本的には、消毒を必要とするというような地区で話し合っていて、消毒していただきたい、やりたいというところにつきましては消毒をやっていただいて、特にそこまでもう要らないんじゃないかなというところについては休止というか、そういったことになってございます。

機械の見直しというところですが、機械を1台買うと大体30万ぐらいするということ

で、今、町では30台ほど持っておりますけれども、それを丁寧にメンテナンスしながら使っていくということを考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） そうしたら、漂着ごみから台風のと
きの被害の件ですが、そういう形でたくさん港の施設のほうへ波が乗りましたものですか
ら、背後地の舗装されていない部分が洗掘されたりでありますとか、それから仮設で置いて
おりました土のうが崩れたりでありますとか、いろいろな被害が出てきております。それら
につきましましては、例えば砂利の購入をしてお預けをして、地元の方にならしてもらう部分
があったり、広いところについては業者を頼んでやる部分があったり、それから土のうについ
ても業者さんでお願いする段取りを今現在順次しつつあります。間もなくまた現場のほうへ
かかっていくんじゃないかと思えます。

いろいろなところ、たくさん漁港からそういう話を聞いておりますので、それについては順
次対応していっているところでもあります。以上です。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） ペレット・まきストーブの関係でござ
います。

委員おっしゃいますとおり、まきストーブの導入のしやすさとかあろうかと思えますけれど
も、町ではバイオマス産業都市構想ということで、その中で木質ペレット事業を推進してい
るところでございまして、先ほど申しましたとおりペレットストーブ、それからボイラーな
どを普及させることで今進めているところでございます。

そういった意味からしますと、まきストーブも同じ木材でございまして、ある意味競
合するというような部分もございまして、町といたしましては木材を適正に管理して循環さ
せるというようなことで、ペレットとして使うというような事業を立ち上げておりますの
で、そちらのほうを中心に進めてまいりたいと考えているところでございます。したがいま
して、当面の間は補助事業につきましてもこちらのペレット事業のほうを推進していくとい
うことで進めておりますので、ご理解をいただければなというふうに思います。

それから、残材等を捨てるに当たって持ち込みがなかなか容易にできないということござ
いますけれども、今お話ししました木質ペレット事業におきまして、木材をペレットとして
活用する、あるいは林地残材、山のほうにある切り捨て間伐とかしてその場にあるような木
とか、あるいは製材所が出る木材関係の廃材、それらも含めてペレットにして循環させると

というような考えでございますので、まずもってそういう形で処理を進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

場所につきましては、現在のところ余裕のある場所も見当たりませんので、今のところは、なるだけ処分に合わせた形で処分していただくようお願いしたいなというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君） 今野委員。

○今野雄紀委員 消毒に関してはわかりました。今後どういった形でなるのか、テレビでもいろいろ蚊とかのあれで騒がれています。東南アジアのほうにも来ているということなので、そこで、消毒としては私、団地等でも側溝とかますがあるのかどうかかわからないですけども、そういったところ、もしくは、やぶはないので、草がいっぱい生い茂ったところあたりが危ないと思うので、消毒とあとは近隣のやぶというか、余りモダを、草を生やさないようなことも大切だと思いますので、草刈等もして十分管理して衛生面を確保していただきたいと思えます。

あと2点目、漂着物から海岸のあれになってしまいましたけれども、最後1点だけ伺いたいのは、私、台風の次の日の対応の速さに感動したことが1点ありまして、そのことについてだけ伺いたいと思えます。

5時過ぎから志津川のほうを回って、権現まで私行って、神割に戻ってきたのが8時ちょい過ぎぐらいだったんですけども、そこで町を見に来た人と会ったわけなんですけれども、その後、私は折立のほうに向かって浜々を見ていたんですが、そこで一つ驚いたのが、津の宮に来たときに8時ちょっと過ぎで、重機が入ってカキむき場があるところの道路を直していたんですけども、そのことに関しては当然地区の人たちが夜明けと同時に復旧というか、状況の回復作業をしていたようなんですけれども、重機が入る工事というか作業はどういった指揮命令系統で発注というかなったのか、対応の速さがどのような形になったのか、私、疑問というか感動したんですけども、まだ多分、見に来た人たちは寺浜から長清水あたりに歌津あたりか、その辺だったので、そののところを伺いたいと思えます。

あと、ストーブに関しては、担当の方を聞くと、まきストーブが大分肩身の狭いというかそういう状況みたいですので、私、今、使っていて思うには、ペレットストーブに利用するのも、まきストーブから移行する場合だとある程度移行しやすいのかななんて。私も年をとって木が準備できなくなったらペレットにかえようという、そういうことも考えられるので、なるべく今後ともまきストーブにも日が当たるような資源、再生可能エネルギーのほう

で検討していただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） お待ちください。

ここで休憩いたします。答弁はその後いたします。再開は2時35分とします。

午後2時21分 休憩

午後2時35分 開議

○委員長（山内昇一君） それでは、おそろいですので再開いたします。

今野委員の答弁を求めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） まきストーブの関係でございますけれども、大変失礼いたしました。補助事業は、町のほうではないんですけれども、上限10万円という県の補助事業がございます。ですので、そういった要望がある方につきましては、こちらの県事業のほうを窓口ではご案内は差し上げていたかと思えます。ということで、導入に当たりましては県事業のほうを活用していただくように今後のご案内をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、今後まきストーブのほうにも補助事業というなお話でございましたけれども、まずもって先ほどもお話ししましたとおりペレット事業の出口のほうの確保ということで今現在進めているところでございますので、ひとまずは県の補助事業のほうをご活用いただきたいというふうに思っているところでございます。その上でペレット事業を今後進めていく中で、その状況を見ながらまきストーブの補助事業などについても検討を考えてみたいというふうに思っているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 感動をいただいていたということでございまして、正直に答弁いたしましたら感動がもしかするとちょっと減るかもわかりません。申しわけございません。

あそこは道路の前が船揚げ場になっておりまして、その災害復旧工事をちょうど業者の方がやっておられまして、業者の方が自主的にされたということでございます。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。

菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 1点だけ、附表の75ページ、公害関係かな、あと（1）の騒音・振動規制法及び公害防止法に基づく水質汚濁云々あります。その続きで、苦情処理等及び指導業務を実施

したと。とりあえず具体的にどのような苦情があったのか、どのような対応をしたのか。公害といえますか、このごろはほとんど聞かないんですけれども、沼田のあそこの污水の関係でにおい関係がこのごろ余り聞かないんですけれども、以前大分、ある魚の漁獲時には多く感じられたというようなことがありましたけれども、その辺の対応。また、今はないんですけれども、例えば第二工業団地なんてなった場合にはそういう類いの対応も必要かと思うんですけれども、その点をお伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 昨年、苦情という苦情は1件、粉じんに関するものが1点ございました。商工団地内の水産加工場ですけれども、いろいろなところで工事をやっているような関係で非常に粉じんが舞って、事業所の機械の中に入ってきて故障してしまうというようなご相談というか苦情がございましたので、通常、指導する場合には原因になる施設に対して行うんですけれども、この場合なかなか原因がどこかというのがつかめないということもございましたけれども、あそこの道路を通るところでは工事車両とか、恐らく非常に多くあるだろうということもありましたので、建設課さんを通じて関連の工事をやっている方々にご注意をお願いしたいということでお話をさせていただきました。

それから、におい関係につきましては、おととし2件ほど、非常ににおいがひどいということでお話がありましたので、原因と思われるような施設の現地に行かせていただきまして、どこが原因なのかというところでいろいろと説明していただきまして、補修していただけたところについては補修していただくようにということと、それから夏場、暑いんですけれども、なるべくシャッターとかきちっと、開放状態にしないような形での処理の仕方をやっていただきたいというようなお話をさせていただきました。

○委員長（山内昇一君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 沼田の関係で、道路粉じん等のあれがあったということで、それは対応したということでわかりました。

私は、ある意味もっと工事車両とかそんな関係で騒音等のあれがあるのかなと、そんなふうに思いました。また、内陸のほうでは家畜関係で、自分たちが車で通るときは一過性なんですけれども、これがこの辺で滞留したら大変だと常々思っているもので、そういうのもあるのかなと思って今話をしましたけれども、そういうのがないのであればよろしいのでございます。わかりました。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 先ほど前者6番さんが質問したペレットストーブの補助、担当課長の答弁によりますとなかなか芳しいものではないというような話でしたが、まきは私も使っていますけれども、補助金が欲しくて言うわけじゃないですよ。まきの補助は県では上限10万円だと。改めて確認をしますけれども、南三陸町、我が町で行っているペレットストーブの上限は幾らでしたっけ。その点をまず。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 町の補助金の上限につきましては2分の1補助でございまして、25万円が上限となっております。それから県のほうの補助金につきましても2分の1でございまして、10万円が上限となっております。したがって、ペレット事業における上限額は最高で合わせまして35万円というような内容になってございます。

それから、町のほうでの補助、まきにつきましては現在ない状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 そこで、先ほど確認でまた質問するのかなということで私も聞いていたんですけども、両用型というストーブで質問されたはずなんですね。両用型というのがペレット兼まきストーブがあるわけなんです。県のほうの上限は10万円だと。まき兼用ペレットストーブを今後、防集等、趣味から始まる——趣味というか、利用する方があるんですよ、まき兼用ペレットストーブ。その方は対象にならなかったようですけども、今後そのようなストーブを購入された方、上限、町のペレットストーブの対象にもなり得るのではないかと私は解釈しているんです。その点について答弁を。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 両用の勘違いをしております、その意味でのまきとペレットということで、詳細につきましては今後検討をしていきたいなと思いますけれども、現時点で思いますのは、ペレットも使えるということでございますので、両用型につきましては、そういうことであれば対象にしてもいいのかなというふうに思っているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 まき兼用であってもペレットを使うということで申請をすれば、町の補助の対象になるわけですね。ペレットストーブとみなして。

ストーブの扱い業者は限定されていましてよね。以前も私、一般質問で聞いたことがあるんですよ。そのときにお隣にいる課長が参事だった。その際には、検討してみたいと。検討というのは一番いい逃げ言葉なんだけれども、その後はナシのつぶてだった。今、両用型という質問をしたので、加えて私も質問をしているんだけど、ペレットとみなされれば補助の対象となるはずじゃないかということで質問したわけですが、兼用であってもですよ。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 確かに、ご意見はなるほどという部分もございます。ただ、先ほど来お話ししていますように、町がバイオマス産業都市を認定いただいて、そこでペレット事業に取り組んできました。ご承知のように、我々が考えているのはペレットの出口戦略をどうするかということです。要するに、ある意味、循環型で町内でペレットをつくって、その中でペレットを消費していくということが、町の考え方としての大前提が実はそこがございます。そこで今、両用型の部分について、理論とすれば確におっしゃるとおりですが、そういった町の出口戦略という考え方の中で、今この場所で可能だというふうにはなかなか言えないということでございますので、ここはちょっと考えさせていただきたいというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 これから再建をする方々、私は何だかんだ言うわけではありません。ペレットとまき兼用ということで今質問をしましたけれども、最終的にはペレットになるんですよ。若いうちはいいんです、趣味で始まって。まきストーブというのはどうにか私もやっていますけれども、3年が限界です、全く明確に話しておきますけれども。ただ、まき兼用であってもやはり趣味から入るかもしれませんけれども、町の金額に値しなくてもある面では補助をしてあげてもいい対象となるのではないかなということで伺ったんです。これからの方なんかその辺を町長、よく検討に検討を重ねて、いい補助をするように努めていただきたいと。終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。三浦清人委員。

○三浦清人委員 5年前の大震災、私も避難所生活——生活というのは何日もなかったんですが、米はあるけれどもどうしたらいいだろうかと。米を御飯にするにまきをたいたんですね。非常に震災時のまきのありがたさを痛感したんです。循環型再生エネルギーという文言がありますけれども、まきもその類に入るのかなというか、まきが最初に来るんじゃないかなという感じがいたしておりますので、そういった震災のときのこともよく考えながら町の

取り組みというものをやっていただきたいと。ペレットストーブは役に立ちませんのでね、電気が来ませんから、それぐらい大事なんですだからね。そういうことも頭に置きながらの行政執行に当たっていただきたいというふうに思います。

それから衛生費、病院のほうに5億近く、4億9,000何がし繰り出しをいたしております。先般、病院の経営状況、損益の収支を出されまして、7月の締めで9,600万の赤字だと。減価償却費が1億3,000万ほど、1億2,000万ですか、なっております、これがまだ多分この分として別枠で積み立てにはなっていないのではないかなという思いで、合計すると約2億の赤字だという数字がうたってありますので、4カ月で2億も赤字になって大丈夫かなというような感じをいたしております。

新しい病院が出る前は2カ所で経営していたものだから、経費がかさんでなかなか安定した経営にはならないということを再三、町長は言っておったんですね。新しくなった。にもかかわらずこれぐらいの数字が出てくるという、何が原因なのかなということなんですよ。

現在の新しい病院で安定した経営といいますか、どこの自治体病院も黒字というのはなかなかないんです。それは多少の赤字は私も了としているわけですが、余りにも赤字の額が大きいものですからあえて言わせてもらっているんですが、現在の設備あるいは人員で適正な数字というのはどれぐらいを見ているんですかね。例えば外来患者、あるいは入院患者等々含めてですね、どのぐらいの数字であればこのような大きな赤字にならなくて済むのかなというのを、多分頭の中にあるかと思うんですが、どれぐらいなのでしょう、今の新しい病院の規模からしてですね。その辺のところをお聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） それでは、病院関連のご質問にお答えしたいと思います。

7月までの経営の状況を一覧表でお示し申し上げました。お示しのとおり9,000万、大体1億の赤字が出ております。採算ベースで申し上げますと外来患者が215、それから病棟が、病床稼働率がほぼ満床、それから透析が50人ということで、現金の目標額を1億2,500万というふうに設定をしております。

ところが、入院患者の満床状態というふうな目標のもと、平成28年4月の段階では入院患者の数が51.4でした。大体10床で1,000万の赤字が1カ月に発生しますので、その段階で大体4,900万、4月1カ月に大体5,000万の赤字が出ました。その後、徐々に入院の患者数が上がってまいりまして、7月の段階でほぼ80人というふうなことで、病棟稼働率が90%まで上が

っております。最終的に7月の段階で月の赤字額が1,500万まで圧縮して、1カ月5,000万の赤字だったものが4カ月で1億でとどまっておるといふところで捉えております。

基本的に何で赤字が出たかと申し上げますと、平成27年度で職員の数82名でした。それで28年度に入りまして、新規採用も含めまして職員が110名まで増員をしました。27年12月11日に開院した段階で厚生局に入院患者の適正な数を確認したところが、職員が82名しかいないので、基本的には病棟で稼働できるのが57名までだよという、満床では推移できない数字でしか対応できないというふうなことでしたので、4月1日の段階での入院患者が51.4というふうなことでここまで上げておったわけでございます。

今現在、目標の1億2,500万、月額現金目標ですけども、ここに1,000万ちょっとぐらいまで回復してきましたので、これからは残り9カ月でありますけれども、ここで大体9,000万、今の段階で1億ですから、合計で2億の赤字というふうなことで、今の段階では非常に経営的には頑張っているのかなというふうなことで、これからもう少しドクターの数をふやしながら、透析が今現在で50の目標に関しまして30でしか回ってございません。これはドクターをふやした段階でもう少し透析患者をふやしていきたいというふうに事務方は思っておりますけれども、現状ではドクターに負担がかかり過ぎているというふうな目標ということでございますので、あと残るは検診業務、ドッグであるとかそういった業務もやっております。

ちなみに大腸がんの検査におきましては、8月に検査を実施して、9月、10月というふうなことで二次検査、CF、下部内視鏡の検査を80名、毎週火曜日と水曜日、大学から消化器内科の先生においでいただきながら検査を行って、検診業務も随時数をふやしていく。それから特定健診につきましても、保健福祉課のほうと連動させていただきながら、未受診者に保健福祉で通知したものを病院のほうにお持ちいただいて、その場で特定健診というふうな取り扱いをしながら健診業務も拡大をしてまいりたいというふうなことで、繰り返し言いますがけれども、月額の目標が215の外来患者、それから病棟稼働率が本日現在では78名の入院患者さんがいます。自治体病院では大体60から70%の稼働率が一般的でございますので、90%を回っているのはすごいことだというふうに考えております。それとあわせて、50名の透析患者数の目標に対して30名でしか回っていないので、それも少しアップさせる目標値かなというふうなことで、今現在頑張っておるといったところでございます。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 今の説明ですと、見通しは明るいというお話のように聞こえたので、入院

患者数100%に近い数字に持って行くには職員の人数をふやしたということでありまして、それから外来患者のほうも、ドクターの数にもよるでしょうけれども、これからもふやしていきたいというような希望が持てるお話で、これはぜひ期待を裏切らないようにやっていただきたいと思っておりますし、ただ、これは会計上の問題ですけれども、先ほど私が言った減価償却費の分は、今、事務長、果たしてそれを考えての発言かなと思っておったんですけれども、やはりきちんとその分はその分として考えておかないと、この分がそっくり赤字だということになるとまずいので、その辺のところの確認です。

それから、今後ふやすための努力といいますか、どういったことが必要なのかなという思いでいるんですよ。私の耳にはいっそ患者さんからの苦情しか入ってこないんですよ。いいことばかり入ってこないものですから、そういう意味で今お話をさせてもらっています。

それから、この間ちょっと用事があって向こうに行き、ちょうど雨の日だったんですが、病院に来ておった患者さんたちがバスを待っておったんですね。雨だったんです。足の悪い方々がつえをついて困っていたんですよ。というのはベンチがぬれて座れなかった。バスの待ち合うところにベンチみたいな腰かけがありますね。あれがすごくぬれて「座れないんだや」と、「何でこんなに屋根高くしたんだべや」というようなお話で、もう少し屋根を長くとか伸ばせばいいのになというように、私もそこにとまってお話をしたところ、実際、屋根が高くて雨が吹き込んで、それでぬれて座れなかったんだなど。天気の良い日はいいんでしょうけれども、雨の日は患者さんたち大変な思いでいます。あれ早速直してください。使うためにつくっているんですから、現在は使えないようなものでありますから、すぐ直してください。まずいですよ。もう少し低くして、屋根を長くしてね、そうしないとだめですよ、使い物になりません。そういうところに経費をかけていただきたいですね。いかがですか。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 患者さんお一人お一人さまざまな事情があるというふうに思いますが、基本的にはバス乗り場といいますか、あそこの場所は、みなさん通りのすぐ近くでございますので、晴れの日はそのベンチをお使いになっていただいて、雨の日は中でお待ちいただいて、そしてご連絡いただいて乗るといふことの工夫も利用者の側にとっても必要だろうというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 経営改善の具体的な目標につきましてご質問ございませ

た。まず外来患者につきましては、依然として3カ月処方もしくは2カ月処方が結構多くなってございます。それを改善するような形で常勤の医師には院長からの指導は行っておるんですけども、どうしても大学からの支援の非常勤の先生もおりますので、なかなか言えないというふうなこともありますけれども、外来患者につきましては、なお継続的に1カ月処方というふうなことを徹底してまいりたいと。

それとあわせて、病棟の稼働率ですけれども、今現在、残念ながら75から80ちょっと超えるぐらいで回っていますけれども、これも限りなく満床に近いような状態で各施設、老健施設それから特養、これは連携をとりまして、みとりは積極的にうちの病院でお受けするというふうなことでご挨拶にもお邪魔していますし、情報を共有するための会議も開催してございますので、そういった試みの中から、もう少し満床に近い段階での病棟稼働率を上げるための努力をしてまいりたいというふうに思っております。

それとあわせて、うちの療養病床が50床ありますので、今の段階で入院透析の患者さんが8人ぐらいいます。そういった患者さんをもう少し受け入れるだけのスタッフの育成、ドクターの指導、教育ですけれども、これも若いドクターがやってみたいというふうなことの申し出もありますので、これは大学への研修等を踏まえまして、徐々にではありますけれども携われるドクターをふやしてまいりたいと、それが患者さんの増加につながるのかなというふうなことで、これから努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 ひとつご期待をいたしますので、努力方お願いしたいと思います。

それから何、「使うほうで頭使って」、ちょっと今の発言はどうなんでしょうね。お年寄りの方々、患者さん方々に対し工夫をしないのが悪いというような言いようにしかとれませんよ。何、中に入っていて、バスの運転手さんが迎えに行くんですか、どうするの。患者さんですからね、患者さん。中に入って、バスが来たら見えるんだか。ちらっと目を離したら行ってしまう可能性があるんでないですか。だから皆さんは外に出て待っているんですよ。工夫が悪いからぬれるんだみたいな話はないと思いますよ、私。いかがです。

○委員長（山内昇一君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 聞き上手になっていただきたいんですが、私はそういうお話をしているのではなくて、すぐお近くに屋根のあるみなさん通りがございますので、そちらのほうでお待ちをいただいて、そしてお迎えに来た方々が近くに来ましたら、あそこは私もよく行きますが、基本的に皆さん、みなさん通りでお待ちになっていて、車でお迎えになってきた方々

が中に入って、そして手を引いて車に乗せてというケースが多々ございますので、そういうケースを私はお話ししているんです。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかに。及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点だけお伺いいたします。附表の76ページ、環境美化関係ですけれども、花の植栽管理事業ということで、地域住民及びボランティア活動団体が良好な生活環境や景観を整備し、町民はもとより観光客に安らぎや触れ合いの場合を与える花の植栽等に花の苗を交付した。交付団体4団体とあります。交付総額39万3,465円。これは非常にいいことなのでこれからも続けていただきたいと思っておりますけれども、この交付団体の何団体かの内訳と、それから今後、公営住宅が大分できて、今度、志津川の沼田にも大きい公営団地ができるわけなんですけれども、やはり高齢者二人暮らし、それからひとり暮らしの人たちが多くなっております。そうした中で、庭がある家であれば花を植えるとか畑をつくるとか、生きがいになるんですけれども、どうしても公営住宅といいますと土にさわることができないので、もしできれば、今後この事業を進めていくのであればプランターと土の袋、それと苗と、公営住宅の人々にそういうものを提供できるかどうか。その辺2点、お伺いいたします。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） お申し出いただいている団体というのは、ここにもありますとおり4団体がありまして、それぞれ1団体の中で幾つかグループ分けされているというようなことでございます。

それから、今後プランターとか土とか、そういったものも考慮できないかどうかということでございますけれども、公営住宅のところでもやっていくようになれば必要になってくるかと思っておりますので、今後そういったことも検討させていただきたいと思っております。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 この4団体のうち、ただいまの説明ですと1団体がどのような人たちの団体かということを知っているんです。

それと、ただいまのご答弁は前向きなご答弁でいいんですけれども、先ほどの健康相談の件でも質問させていただきましたけれども、50回ということで、回数の問題でなくて、やはり高齢者の人たちは寄り添うということが非常に大事だと思うんです。要するに心のケアですね。高齢者なので、孫と同居しているわけでもない。そういったときにやはりこういう花とか土をいじって、成長の過程を自分の生きがいにする、心の支えるにするという人たちが多くいると思うんです。そういう点からもぜひこの事業を大きくしていただきたいと思いま

すので、その4団体の内訳をお聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 環境対策課長。

○環境対策課長（小山雅彦君） 済みません、今、手元に詳しい全てではないんですけども、すばらしい志津川をつくるとか、すばらしい歌津をつくる会とか、あと商工団地のところもあったかと思うんですけども、もう一つ名前が出てこないんですけども、そういった方々の団体に交付させていただいております。

○委員長（山内昇一君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 では、町内の各種団体ということで理解しました。

防集も出ているものですから、多分この団体の方からだと思うんですけども、防集のほうでも苗をいただいて、公園などに植えて皆さんで眺めている防集団地もあります。そういったことから、ぜひこれは今後継続していただいて、町民に寄り添った環境づくりに努力していただきたいと思います。以上、終わります。

○委員長（山内昇一君） ほかに。（「なし」の声あり）なければ、4款衛生費の質疑を終わります。

次に、5款農林水産業費、109ページから124ページまでの審査を行います。担当課長の細部説明を求めます。 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） それでは、農林水産業費でございますが、決算書は109ページからになります。附表のほうは81ページからでございます。

決算書は109ページ、110ページをお開きください。

農業費の支出済額につきましては1億2,470万円ほどございまして、執行率は96.82%となっております。

1目農業委員会費でございます。支出済額が2,360万円ほどございまして、執行率は94.96%、前年度決算額と比較いたしまして10.93%の減となっております。主な減の内容でございますけれども、前年度は電算処理の関係で改修委託料が多うございまして、その分で昨年度、27年度は200万円ほど減になっているといった内容になってございます。

支出のほうでございますけれども、農業委員報酬ほか農業委員会に関連する所要の経費を支出しております。附表81、82ページのほうに実績を掲載しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

次に、決算書111ページ、112ページをお開きください。

2目農業総務費でございます。支出済額は3,320万円ほどございまして、執行率につま

しては98.70%となっております。総務費では職員に係る所要の経費を支出してございます。

次に、3目農業振興費でございます。下のほうになりますけれども、支出済額が3,247万円ほどございまして、執行率は94.10%となっております。前年度比で39.23%の増となっております。主な要因でございますけれども、13節の委託料、114ページになりますけれども、こちらのほうで被災農地に係る土壌改良といたしまして約1,000万円ほど増額となっておりますことなどから増となっている状況でございます。

それから、こちらのほうで不用額、全体で200万円ほどになりますけれども、その中でも19節のほうで180万円ほどの不用額が生じている状況でございます。これにつきましては19節の青年就農給付金でございます。こちらのほうが当初2名で300万円ほどの予算を予定しておりましたけれども、対象者のうち1名が所得制限によりまして給付金の対象外になったため、150万円ほどが残額として生じたものによるものでございます。

歳出の主なものといたしましては、114ページ、13節委託料でございますけれども、備考欄の上から2行目になります、ひころの里の指定管理料といたしまして680万円ほど支出しております。こちらにつきましては27年度で指定期間が満了いたしまして、28年度からは新しい管理者となっているところでございます。それから備考欄、4行目でございます。先ほどお話ししましたとおり、被災農地に係る土壌改良委託料といたしまして1,390万円ほど支出している状況でございます。

次に、19節の負担金補助及び交付金の関係でございます。備考欄の下から6行目になります。こちらのほう、先ほどもお話ししましたとおり青年就農給付金ということで、1名に対する給付金ということで150万円ほど支出しております。そしてその2つ下、3つ目、下のほうになります、有害鳥獣被害対策事業補助金8万円ほどでございますけれども、これにつきましては有害鳥獣対策といたしまして、昨年度要綱を作成いたしまして電気柵2件への助成というふうなことになってございます。

次に、下のほうになりますけれども、4目畜産業費でございます。支出済額は52万5,000円ということで、執行率につきましては96.52%となっております。前年度比で85.34%の減となっている状況でございます。減の要因でございますけれども、昨年度は被災死亡牛の導入事業補助金といたしまして約300万円ほどございましたので、事業が終了したことからその分が減額となっている状況でございます。

歳出の主なものといたしましては、8節の報償費でございますが、昨年度に震災後初となり

ます南三陸畜産共進会が復活開催したことによります所要の経費を支出したものでございます。

それから、19節負担金補助及び交付金45万円につきましては、和牛のオリンピックと言われております全国和牛能力共進会宮城大会が平成29年9月に開催されることになっておりまして、そちらのほうの運営負担金ということで一括負担している状況でございます。

次に、決算書の115、116ページのほうをごらんいただきたいと思います。

農業農村整備費でございます。支出済額につきましては3,480万円ほどでございます。執行率につきましては99.02%となっているところでございます。前年度比で約40%の減となっております。主な要因でございますけれども、27年度はひころの里の撤去工事等がございます。工事費のほうで600万円ほどふえておりますけれども、それとは反対に負担金補助で昨年度は雪害対策によります補助金ということで3,000万円ちょっとの補助金がありました。その分が事業終了ということでなくなったこと、あとは中山間、多面的で若干ふえている部分がございます。負担金のほうで約3,100万円ほどの減ということで、トータル的には40%の減となっているような状況でございます。

主な支出といたしましては、先ほどもお話ししました15節工事請負費のほうで、ひころの里の木製遊具撤去工事といたしまして約400万円ほど支出しております。

19節の負担金補助及び交付金でございます。こちらのほうでは昨年度までも実施しております中山間地域等直接支払交付金といたしまして、農地条件の不利地への交付金といたしまして約1,400万円ほどを支出しておるところでございます。また、その下のほうになりますけれども、多面的機能支払金といたしまして、草刈りなど農地維持活動に対しての交付金ということで、約400万円ほどを支出しているところでございます。

次に、2項の林業費でございます。支出済額につきましては9,800万円ほどということで、執行率につきましては79.33%となっております。執行率が80%となっておりますのは、素材生産事業で1,630万円ほど繰越明許ということになってございますので、その関係でそうした執行率になっているところでございます。

1目の林業総務費でございます。支出済額につきましては370万円ほど、執行率につきましては92%となっております。総務費につきましては職員に係る所要の経費を支出しております。

決算書117、118ページになります。2目の林業振興費でございます。支出済額が8,760万円ほどでございます。執行率は77.65%となっております。前年度決算額と比較いたしまし

て6.12%の増となっております。

主な要因といたしましては、負担金補助及び交付金のほうでございますけれども、こちらでは全体で1,600万円ほどの増となっております。主な内容といたしましては、三陸材の利用促進補助、1,010万円ほど増となっております。それから分収林のほうで500万円ほど増。それからF S Cの関係でございます、森林認証負担金のほうで60万円ほどということで、負担金のほうでは約1,600万円ほどの増となっております。その一方で、12節の役務費でございます。こちらはフォレストックの関係で180万円ほどの手数料減ということになってございます。それから25節の積立金のほうで、緑豊かな基金への積立金ということで約900万円ほどの減となっております、全体では約6%の増となっているような状況でございます。

それで、林業振興費のほうで約890万円ほどの不用額が生じている状況でございます。その内容といたしましては、委託料で470万円ほど、負担金補助及び交付金のほうで400万円ほどということになってございます。それで委託料でございますけれども、町有林の保育事業のほうで約360万円ほどの残額が生じておりますけれども、こちらのほうは松くい虫の被害木対策、衛生伐ということで、留保するもの、対象となる箇所がなかったために残額が生じたものでございます。また、緊急時の風倒木等対策といたしまして年度末まで予算の確保をしておく必要があることから、森林管理事業、それから森林病虫害防除事業といたしまして合わせて約90万円ほど確保したものの、結果的には使用せずに残額が生じたというものでございます。

それから、19節負担金補助及び交付金のほうでの400万円ほどの残額でございますけれども、こちらにつきましては、南三陸材利用促進補助の端数の残を合わせまして約60万円ほどでございますけれども、これは新たな補助対象者に備えてということで年度末まで確保したところでございます。それから個人の方の森林病虫害補助といたしまして90万円ほど年度末まで確保したこと。それから分収林交付金でございますけれども、こちらのほうで260万円ほどの残額が生じているところでございます。分収林につきましては通常、余りないことではございますけれども、昨年度は追加要望がございまして、年度途中の6月に補正増をさせていただいたところでございます。例年より分収林事業の団体が多かったため、契約までの手続に時間を要したこと、さらには事業の精算確定までも時間を要して年度末ぎりぎりまでにかかった関係上、残額が生じたというところでございます。

歳出の主なものでございます。12節では、先ほど申しましたフォレストック関係で手数料、それからモニタリング手数料として記載の金額を支出しております。

それから、委託料の備考欄の上から5行目でございます。森林病虫害等防除事業委託料といたしまして樹幹注入などで600万円ほど支出しております。それから上から6行目になりますが、素材生産代行委託料といたしまして約2,000万円ほど支出しております。これは上沢の収入間伐事業によるものでございまして、附表の91ページに実績を掲載させていただいておりますのでご確認をお願いしたいと思います。それから、その下になります。町有林の保育作業委託料として900万円ほどの支出でございます。これにつきましても附表90ページのほうに実績を掲載させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

それから、決算書119ページの下の方になります。備考欄の下から4行目になります。南三陸材利用事業補助金といたしまして2,440万円ほど支出しております。これにつきましては50戸に対する助成を行っているところでございます。それから、その下でございます。木質バイオマスエネルギー利活用推進協議会交付金といたしましてペレットストーブ3台、約75万円ほど支出しているところでございます。それから一番下になります。先ほどもお話ししました分収林交付金といたしまして1,650万円ほどを支出しております。これにつきましては主伐で9組合ほどになってございまして、附表の91ページのほうに詳細を掲載させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

それから、決算書の120ページになります。一番上です。南三陸森林認証負担金ということで、こちらはF S Cの認証負担金ということで、本審査に係る負担金を支出しているところでございます。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 3目林道費でございます。ここにつきましては、町が管理する林道の維持管理費を支出しております。支出額が681万円ほどとなっております。執行率は99.4%でございます。対前年と比較しまして29.6%の減額となっております。主な減額の要因でございますけれども、15節の工事請負費が約300万円ほどの減となっているのが主な要因となっております。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 続きまして、水産業費を説明させていただきます。

水産業費全体で2億8,100万何がしで、執行率で15%を占めてございます。これは繰り越しのほうに大分財源が残っておりますけれども、これら漁港建設費に係る予算でございます。後ほど詳細に説明いただくことになります。

まず、1目の水産業総務費でございますが、こちらはご案内のとおり主に人件費と総務費予

算でございます。執行率は99%、前年対比で28%の増となっております。こちらは27年度、体制の充実がありまして、人員が2名増員いたしました。その人件費と、それから28節のほうにございます繰出金、漁業集落排水事業特別会計への繰出金が1,100万ほど増額になっているためでございます。

続きまして、2目の水産業振興費でございます。1,956万8,000円、執行率で79%でございます。こちらも前年対比で1,300万ほどの増額をしてございます。こちらは市場会計への繰出金の増額が主なものでございます。たまたま前々年度、平成25年から26年度への繰越財源が多かったため、前年度との比較をいたしますと多くなっておりますけれども、いわゆる平年ベースというような繰出金の金額で決算をさせていただいてございます。

特徴的な事業といたしましては19節の水産養殖物認証事業補助金でございます。ご案内のとおりASCの日本で初めての養殖認証を受けました。そちらの事業に対する補助金を執行させていただいてございます。

○委員長（山内昇一君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 3目漁港管理費でございます。附表は95ページでございます。決算額625万5,374円、執行率は72.2%でございます。対前年比36%増ということになっております。主な増の要因は13節の委託料で、いわゆる漁港管理費、漁港管理委託料、先ほどから少し説明しております漂着物の処理等に要したものがふえたものであります。

それで、主な支出項目であります。13節の委託料は先ほど申し上げたとおりであります。

15節工事請負費につきましては、平磯、名足等で管理工事を行ったものでございます。

原材料費、16節ですが、これは先ほどもちょっと説明しましたが、施設の後ろ側の舗装していないところで浸食を起こしたりというふうなところで原材料を買ってお渡しをした、あるいはごみを入れる袋、トンバックというんですか、そういうのを買ってお渡しをしているものでございます。

それから、次に第4目漁港建設費でございます。附表は96ページからでございます。決算額が1億4,797万1,493円でございます。執行率が8.4%でございます。前年度比といたしまして174%の増となっております。この増につきましては、ほとんどがいわゆる防潮堤の建設事業に要するお金でございまして、そのうち去年で4カ所の防潮堤の発注を行いましたことから支出ができたというふうなものでございます。

主なものでございますが、13節委託料につきましては防潮堤の設計委託、それから用地の測

量業務委託で2,700万ほど支出いたしております。このうち繰越分といたしまして約5,000万円、これは27年度分の委託料というのが執行できませんで、契約できずにそのまま委託、繰り越しを行ったものでございます。不用額が3,900万ほど出ておりますが、これにつきましては事故繰越をした分、事故繰越が去年から6,600万ほど出ておまして、そのうちの支出をいたしました支出済額2,700万の残り分3,900万ほどが不用額になりました。これにつきましては結局、防潮堤の設計が全部はできなかったということで、できなかった分の量であります。

それから、15節は工事請負費でございます。これにつきましては6,600万ほどの支出を行っております。6,600万につきましては防潮堤の建設工事で5,100万ほど、それから町単独の建設工事で1,500万ほど支出しております。それから、この分につきましては明許繰越と事故繰越等がございますが、明許繰越の7億につきましては、27年度分の公共事業について、これも契約ができずにそのまま繰り越したものがほとんどでございます。それから事故繰越の分につきましてはですが、これにつきましては、寺浜、藤浜の契約を行いましたので、その分の契約をした残り、前払い金を支払いまして、その分の残りの5億8,000万ほどを事故繰越いたしております。不用額につきましては、前年度から明許繰越費で来ておりました分のうち、契約できなかった分の2億何がしを不用額として落とさせていただいております。

17節は公有財産購入費で防潮堤関係の用地の買収費であります。これについてもほとんどが繰り越しとなっております。

次のページです、123ページ、負担金補助及び交付金ですが、これにつきましては5,200万円、長清水漁港の海岸防潮堤工事、これは県にお願いをしてやっておりますので、この分につきましてはの負担金でございます。以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 続きます、5目のさけます資源維持対策費でございます。支出済額が835万7,000円、執行率で80%でございます。ご案内のとおり、小森の新しいふ化場が新設いたしまして、その施設を新たに活用したふ化事業を実施したところでございます。

6目の海洋資源開発費でございますが、支出額が503万円、執行率で80%でございます。前年対比で23%の増、金額で94万7,000円の増でございますが、こちらは水産系廃棄物の資源化調査事業として、ウニの肥料化実証事業を実施いたしまして、その分の予算増となったところでございます。以上です。

○委員長（山内昇一君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。3点お伺いします。

一つは、114ページの中段に有害鳥獣被害対策補助金とありまして、いろいろ対策が行われているようですが、昨今、以前にも何回も言われていますけれども、有害鳥獣の駆除に当たる人が不足しているということですので、講習会等が行われてたのか。もし行われていれば、そこでどのぐらいの人がふえているのかということをお伺いします。

それから、118ページですけれども、13節委託料、森林機能管理事業と、それから一つ置いて森林病虫害防除事業、これは松くい虫に関するものだと思うんですが、この事業を行った効果がどの程度出ているのかをお伺いします。そして、その間にありますふるさと緑の道維持管理事業、この事業の概要をお伺いします。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 有害鳥獣関係でございます。現在、駆除隊のほうは町内では5名おまして、その方々によります駆除活動が実施されているところでございます。昨年度は村田町にありますクレ射撃場のほうで講習ということで参加しております。人数はたしか全員だったと記憶しております。

それから、森林機能管理事業と病虫害の効果はどうかということでございますけれども、こちらのほうは松くい虫によります被害木の伐倒駆除、それからそれを防止するための樹幹注入あるいは地上散布というようなことを実施しております、なかなかすぐ効果があらわれるといたしますか、有効な手段がこれといったのがないというような状況でございます。しかしながら、森林を保全するために伐倒駆除、それから町内では守るべき森林ということで4カ所ですか、特に神割、ひころ、それから尾崎、田束といったところを中心に樹幹注入であったりですか地上散布ということで、一定程度は効果があるというふうに認識しております、これまでも継続的に事業実施してきたところでございます。

ふるさと緑の道事業につきましては、附表の92ページのほうに記載させていただいておりますけれども、満海山から弘川に続く遊歩道の維持管理ということでございまして、面積につきましては0.48ヘクタールを実施しているところでございます。内容といたしましては、下草刈りといったところでございます。

○委員長（山内昇一君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 講習会に5人参加したということですが、いわゆる現在、資格を持っている方5人で、新しい方の参加というのはなかったのかどうかということです。

それから、松くい虫防除の効果がなかなか出ないということですが、はっきりその効果がわかるというのはどのぐらいの期間かかるのでしょうか。

それから、ふるさと緑の道、今回は弘川までということですがけれども、林際のほうにも標識みたいなのが立っているようですけれども、今後その辺の整備を行っていくのだと思いますけれども、予定のコースとかは以前出されたのでしょうか。もしそれがありませんでしたら、後でよろしいですので、出させていただきたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 駆除隊のほうの新しい参加者ということでございますけれども、町内には昨年度、新しく狩猟免許を取得された方が3名ほどいらっしゃるということは伺っております。そのことにつきましては、現在駆除隊におります方に隊長さんとかを通じてお話をさせていただいたところでございまして、ただ、そこに入るには若干経験年数といえますか、そういったことがありまして、なかなかすぐには入れないという状況があるようでございます。その辺、もう少し詳しく調べて、なるだけ早目にそういう若い方が入れるように努力してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

それから、松くい虫の効果があらわれるのはいつか、期間はということでございますけれども、これにつきましては何年というふうには言えない状況にあると思います。ということで、長い時間かかるのかなというふうに思っているところでございます。

それから、緑の道の関係につきましては、建設課長のほうから答弁させていただきたいと思っております。

○委員長（山内昇一君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ふるさと緑の道なんですけれども、これにつきましては明治100周年を記念いたしまして、当時宮城県が昭和42年か43年に指定をしたと記憶をしております。県内各地に遊歩道のルートを設定したんですね。仙台市周辺ですと二口溪谷付近にたしかあったかと思っております。

当町で私が記憶しているのは国道45号線、磯の沢の県道がございまして、そこから弘川に抜けて満海山から田東山、それから小泉に抜けて気仙沼と本吉、旧行政界の長の森を通って、最終的にはちょっと抜けますが、唐桑まで通じる、そういうルートを県のほうで設定しております。当然公道といえますか、車が通るところ以外の指定もございまして、例えば現在、刈り払いをしています満海山周辺は草っ原といえますか、そういう状況でしたの

で、そこについては当時、かなり前ですけれども、県のほうで補助金を出して町が刈っていたということでして、特に新たにルートを設定するとかという計画はないというふうに思われます。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかにありませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 まず、有害鳥獣、前者もあったんですが、宮城県の猟友会で1回、南三陸町有害鳥獣駆除隊で1回というお話でしたけれども、宮城県の猟友会にお願いした場合、どういった方を派遣してよこすんですか。

それから、1回でやめた理由は何なのかですね。ことしもかなりニホンシカによる被害が各地といますか、町内であるわけなんですね。どういった駆除方法をお考えなのか、その辺。講習・研修は結構なんです。成果があらわれないと意味がないんですね、成果。講習をするための講習じゃないんだから、クレー射撃場でやったような話もするんですが、それは有害鳥獣の駆除のための講習でしょうからね、講習すればいいんだという問題じゃないんだ。成果がないと意味がない。その辺のところ、どうお考えですか。

それから、事故繰越、全体で9億7,000万ほどあるんですが、きょう時点で構いませんので、現状はどうなっているのか、状況ですね。その辺のところ。

それから、この間の台風10号による被害の実態調査をしたということで数字が出てきたんですが、あのときもちょっとお聞きしたんですが、歌津地区のホタテの経営体数は幾らになっているのか、その辺をお聞かせいただきます。

まずもって3問。

○委員長（山内昇一君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（農林行政担当）（佐久間三津也君） 県猟友会で実施した駆除活動につきまして、どういう方が参加したのかということでございますけれども、その場合は県の猟友会のほうから県猟友会本吉南部支部のほうに依頼がありまして実施することになりますので、こちらのほうに加入している方、ですので、地元の方がすることになりますので、その方々にやっていただいたということでございます。

1日でやめた理由ということでございますけれども、これは県のほうで計画した駆除活動の一環でございまして、それにつきましては1回ということで計画されておりますので、1回実施ということでございます。

それから、駆除の方法ですけれども、どういうふうに考えているのかということでございますが、当然、被害に遭われている農地とかございますので、まずもって農地所有の方々にみ

ずから農地を守っていただくということで、昨年度要綱を作成いたしまして、電気柵とか自己防衛に対する補助事業を導入いたしまして、そちらのほうで、実績の件数は少ないですけども、2件ほど活用していただいで実施しているところでございます。まずもってそういうふうに、みずから防御をしていただきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、その後はどうなるのかということでございますけれども、基本的には猟期といえますか時期がございますし、あるいは駆除するに当たっても銃を使うものですから、簡単には銃を扱えないというような状況になってございます。それで、気仙沼のほうでも駆除活動をやられているんですけども、基本的には駆除の方法というのがわなを使って、わなで捕獲をするということで、銃につきましては極力使わないという方法でございます。わなを仕掛けて、わなにかかった鹿につきましては、最終的にはとめ刺しということで、そこで銃を使いまして、そして最終的には処分するという形になってございます。

ですので、うちのほうは、そういったわな免許を持っている方は駆除隊の中には現在いらっしゃいません。いらっしゃいませんので、前の議会でご質問ございましたけれども、現在わな免許を取っていただくようお願いしております、今年度、わな免許を取得するという方向で今動いているところでございます。そして、わな免許を取った際には、わなによりまして鹿を捕獲いたしまして、そして駆除するというところで進めてまいりたいなというところでございます。

それから、昨年度、銃を使った研修、それから駆除についての研修ということで行いまして、鹿ではないんですけども、スズメとかカラスとかでも大分農地が荒らされたりしておりますので、委員ご承知のように今年度も数回、実施しますというようなことで無線放送させていただきます。そういった形で、駆除隊の方々には鹿も含めて、カラスなどの駆除につきましてはやっけていただいているというような状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（漁港・漁集事業担当）（宮里憲一君） 事故繰越、私のところの漁港建設費で5億8,600万ほど事故繰越がございます。これらにつきましては、先ほど申し上げましたように、寺浜と藤浜の防潮堤の工事を発注した分の前払い金等を除いた分が5億8,600万何がしでございます。

それで、現在の状況を申し上げますと、寺浜・藤浜につきましては発注いたしまして、現在寺浜のほうは工事の準備をいたしております。藤浜につきましては、これは両方ともなんです

けれども、ここに非常にたくさん法規制がかかっておりまして、砂防指定地、それから国立公園、それから保安林等かかっております。その解除の手続をただいま行っているところでもあります。寺浜についてはごく一部にかかっているところですので、それ以外のところで工事をする準備をしておると。藤浜のほうについては、その解除手続を今やっているところでもあります。以上です。

○委員長（山内昇一君） ちょっとお待ちください。

お諮りいたします。

間もなく4時を報ぜんとしております。議事の関係上、時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。よって、時間延長することといたします。

それでは、三浦委員さんの質疑までとしたいと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） せっかく時間延長していただいて恐縮ですが、経営体数につきましては、現在手持ちの資料にございませんので、これは確認して、後ほどご報告させていただきますと思います。

○委員長（山内昇一君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 それが出るまで待ちますので、この辺で、じゃ。

○委員長（山内昇一君） お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、20日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、20日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時58分 延会

